# 新冠町 第3次障害者基本計画 第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画

平成30年3月



# 目 次

第1編	総論
第1章	計画策定の概要 ・・・・・・・・ 1
1.	計画策定の背景・趣旨
2.	計画の性格・位置づけ
3.	計画期間
4.	計画策定体制及び策定方法
第2章	障がい者を取り巻く現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.	障がい者の現状
2.	障がい者関連サービス等の利用状況
3.	障がい者関連機関・団体及び施設等の現状
第3章	障がい者施策の考え方 ・・・・・・・・・・・ 14
1.	将来フレーム
2.	障がい者施策のビジョン
3.	基本的方針
4.	ビジョン実現に向けた施策・サービス体系
第2編	障害者基本計画
第1章	福祉意識の啓発と交流 ・・・・・・・・・・・ 19
第2章	安心して暮らせる福祉環境づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
第3章	保健・医療体制の確保・充実 ・・・・・・・・・・・・・・ 22
第4章	地域生活を支える福祉サービスの充実 ・・・・・・・・・・・・ 2 4
第5章	個性と可能性を伸ばす教育・療育 25
第6章	自立と社会参加を促す就労支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
第7章	自己実現活動への支援 28

第8章 地域共生社会の実現 ・・・・・・・・・・・・・・・ 29

# 第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画

1. 計画の基本目標 2. 計画の基本的な視点 3. 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系 第2章 障害福祉サービスの目標 3. 1. 障害福祉サービスの目標 (1) 施設入所者の地域生活への移行 (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援拠点の整備 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 (6) 重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保 (7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 第3章 障害福祉サービスの見込量 (1) 居住系サービス (2) 日中活動系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 訪問系サービス 2. 相談支援の見込量と確保の方策 3. 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策 第4章 地域生活支援事業 1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方 2. 地域生活支援事業の必要量と確保の方策	第1章	基本方針
3. 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系 第2章 障害福祉サービスの目標 33 1. 障害福祉サービスに関する目標 (1) 施設入所者の地域生活への移行 (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援拠点の整備 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 (6) 重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保 (7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 第3章 障害福祉サービスの見込量 40 1. 障害福祉サービスの見込量 40 1. 障害福祉サービスの見込量 (1) 居住系サービス (2) 日中活動系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 訪問系サービス (3) 訪問系サービス (3) 訪問系サービス 1 一般支援の見込量と確保の方策 3 に障害児福祉サービスの見込量と確保の方策 第4章 地域生活支援事業 48	1.	計画の基本目標
第2章 障害福祉サービスの目標 33 3 1. 障害福祉サービスに関する目標 (1) 施設入所者の地域生活への移行 (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3) 地域生活支援拠点の整備 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 (6) 重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保 (7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 第3章 障害福祉サービスの見込量 40 1. 障害福祉サービスの見込量 (1) 居住系サービス (2) 日中活動系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 訪問系サービス (3) 訪問系サービス (3) 訪問系サービス 第4章 地域生活支援事業 48 1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方	2.	計画の基本的な視点
1. 障害福祉サービスに関する目標	3.	障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系
(1)施設入所者の地域生活への移行 (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3)地域生活支援拠点の整備 (4)福祉施設から一般就労への移行等 (5)児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 (6)重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保 (7)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 第3章障害福祉サービスの見込量 (1)居住系サービス (2)日中活動系サービス (2)日中活動系サービス (3)訪問系サービス 2.相談支援の見込量と確保の方策 3.障害児福祉サービスの見込量と確保の方策 第4章地域生活支援事業の実施に関する考え方	第2章	障害福祉サービスの目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・33
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3)地域生活支援拠点の整備 (4)福祉施設から一般就労への移行等 (5)児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 (6)重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保 (7)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 第3章障害福祉サービスの見込量 1.障害福祉サービスの見込量 (1)居住系サービス (2)日中活動系サービス (2)日中活動系サービス (3)訪問系サービス 2.相談支援の見込量と確保の方策 3.障害児福祉サービスの見込量と確保の方策 第4章地域生活支援事業 1.地域生活支援事業の実施に関する考え方	1.	障害福祉サービスに関する目標
(3) 地域生活支援拠点の整備 (4) 福祉施設から一般就労への移行等 (5) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 (6) 重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保 (7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 第3章 障害福祉サービスの見込量 1. 障害福祉サービスの見込量 (1) 居住系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 訪問系サービス 2. 相談支援の見込量と確保の方策 3. 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策 第4章 地域生活支援事業 1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方		(1) 施設入所者の地域生活への移行
(4)福祉施設から一般就労への移行等 (5)児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 (6)重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保 (7)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 第3章 障害福祉サービスの見込量 1.障害福祉サービスの見込量 (1)居住系サービス (2)日中活動系サービス (2)日中活動系サービス 2.相談支援の見込量と確保の方策 3.障害児福祉サービスの見込量と確保の方策 第4章 地域生活支援事業 48 1.地域生活支援事業の実施に関する考え方		(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
(5) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 (6) 重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保 (7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 第3章 障害福祉サービスの見込量 (1) 居住系サービス (2) 日中活動系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 訪問系サービス 2. 相談支援の見込量と確保の方策 3. 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策 第4章 地域生活支援事業 1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方		(3) 地域生活支援拠点の整備
(6) 重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保 (7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 第3章 障害福祉サービスの見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(4) 福祉施設から一般就労への移行等
(7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 第3章 障害福祉サービスの見込量 1. 障害福祉サービスの見込量 (1) 居住系サービス (2) 日中活動系サービス (3) 訪問系サービス 2. 相談支援の見込量と確保の方策 3. 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策 第4章 地域生活支援事業 48 1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方		(5) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
<ul> <li>第3章 障害福祉サービスの見込量</li> <li>1. 障害福祉サービスの見込量         <ul> <li>(1)居住系サービス</li> <li>(2)日中活動系サービス</li> <li>(3)訪問系サービス</li> </ul> </li> <li>2.相談支援の見込量と確保の方策</li> <li>3.障害児福祉サービスの見込量と確保の方策</li> <li>第4章 地域生活支援事業</li> <li>48</li> <li>1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方</li> </ul>		(6) 重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保
1. 障害福祉サービスの見込量		(7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
(1)居住系サービス (2)日中活動系サービス (3)訪問系サービス 2.相談支援の見込量と確保の方策 3.障害児福祉サービスの見込量と確保の方策 第4章 地域生活支援事業 48 1.地域生活支援事業の実施に関する考え方	第3章	障害福祉サービスの見込量 ・・・・・・・・・・・・・・・・4 0
(2) 日中活動系サービス         (3) 訪問系サービス         2.相談支援の見込量と確保の方策         3.障害児福祉サービスの見込量と確保の方策         第4章 地域生活支援事業       48         1.地域生活支援事業の実施に関する考え方	1.	障害福祉サービスの見込量
(3) 訪問系サービス         2.相談支援の見込量と確保の方策         3.障害児福祉サービスの見込量と確保の方策         第4章 地域生活支援事業       48         1.地域生活支援事業の実施に関する考え方		(1) 居住系サービス
2.相談支援の見込量と確保の方策         3.障害児福祉サービスの見込量と確保の方策         第4章 地域生活支援事業       48         1.地域生活支援事業の実施に関する考え方		(2) 日中活動系サービス
3. 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策 第4章 地域生活支援事業 48 1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方		(3) 訪問系サービス
第4章       地域生活支援事業       48         1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方	2.	相談支援の見込量と確保の方策
1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方	3.	障害児福祉サービスの見込量と確保の方策
	第4章	地域生活支援事業 … 4 8
2. 地域生活支援事業の必要量と確保の方策	1.	地域生活支援事業の実施に関する考え方
	2.	地域生活支援事業の必要量と確保の方策

# 資料編

- 障がい者アンケート実施結果
- 障がい児アンケート実施結果



# 第1章 計画策定の概要

# 1. 計画策定の背景・趣旨

### (1) 障がい者福祉をめぐる動き

第4期障害福祉計画が策定された平成27年度以降、障がいのある人を取り巻く制度や法律は大きく変化しています。

「共生社会の実現」など障害者基本法の一部改正を踏まえた基本理念の見直し、難病も含めた障がいのある人の範囲の拡大など、障がい福祉施策の大きな転換点となった障害者総合支援法の施行から3年経過したことを受け、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。改正の内容には、障がいのある人の望む地域生活の支援や、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が盛り込まれ、地域生活や就労定着を支援する新たなサービスの創設等、サービスの拡充が進められることとなっています。また、児童福祉法の改正では新たに「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられています。

平成28年4月には障害者差別解消法が施行され、行政機関や事業者等に対する障がいを理由とした差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務づけ(行政機関等は法的義務、事業者は努力義務)が規定されました。さらに、福祉施策全般に関わることとして、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現がめざされることとなりました。障がい福祉分野でも、「地域共生社会」の理念のもと、地域での就労の場づくりや、障がいのある人と高齢者が分け隔てなく利用できる「共生型サービス」の創設等を進めていくことが示されています。

#### ■近年の障がい者施策に関わる主な法改正の内容

年	改正内容
H23年	〇 <b>改正障害者基本法 (H23.8施行)</b> 障がい者の定義の見直し(社会的障壁)、合理的配慮の概念の導入など
H24年	○障害者虐待防止法(H24.10施行) 障がい者への虐待禁止、虐待が疑われる障がい者を発見した者の通報義務など
H25年	<ul> <li>○障害者総合支援法 (H25.4施行・H26.4施行)</li> <li>障がい者の範囲の見直し(特定疾患者への支援対象の拡大)、地域生活支援事業の追加、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、対象疾病の拡大</li> <li>○障害者優先調達推進法 (H25.4施行)</li> <li>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を設定</li> </ul>
H28年	<ul> <li>○障害者差別解消法(H28.4施行) 国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による不当な差別的取扱い禁止や社会的障壁を取り除くための合理的配慮など</li> <li>○障害者雇用促進法の改正(H28.4施行) ・雇用分野における合理的配慮の提供義務・精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置(H30.4施行)</li> <li>○発達障害者支援法の改正(H28.8施行) 就労と教育支援の強化など</li> </ul>

### (2) 計画策定の趣旨

新冠町は「第5次新冠町総合計画」の中で「健康で安心して暮らせるまちづくり」を7つの柱のひとつとして掲げ、"障がい者福祉の充実"を目指した施策展開を進めています。

障害者福祉計画については、平成 18 年度に新冠町障害者基本計画及び障害福祉計画を 策定、平成 25 年度には第 2 次障害者基本計画、平成 27 年度には第 4 期障害福祉計画を 策定し施策を展開してきました。

第2次障害者基本計画及び第4期障害福祉計画は平成29年度末をもって終了となるため、これまでの計画の進捗状況等を検証するとともに、新たな「第3次新冠町障害者基本計画・第5期障害福祉計画」を策定します。また、児童福祉法の改正により新たに策定が義務付けられた障害児福祉計画については、障害福祉計画と一体的に策定し、新冠町の障がい者(児)福祉施策の一層の推進を図っていくものです。

#### ○「障害者」の「害」の表記について

本計画における「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記しています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

# 2. 計画の性格・位置づけ

#### (1) 「障害者基本計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」

「障害者基本計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための 施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は改正された児童福祉法において新たに義務づけられた市町村計画 で、同法で定める障害児通所支援等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害者基本計画」は、本町における障害者関連個別計画の最上位計画として位置づけ、 「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を内包するものとして、各計画を一体的に策定して います。

#### 障害者基本法

第 11 条 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、 当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のた めの施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定し なければならない。

#### 障害者総合支援法

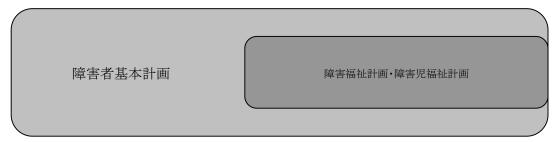
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この 法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」と いう。)を定めるものとする。

#### 児童福祉法

第 33 条の 20 市町村は基本方針に則して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供 体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関 する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根 拠 法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障がい者のための施 策に関する基本的事 項を定める	障害福祉サービス等の 必要量や確保に関して 定める	障害児通所支援等の 必要量や確保に関し て定める

「障害者基本計画」は、「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を内包するものとして、各計画を一体的に策定しています。



# 3. 計画期間

「第3次新冠町障がい者基本計画」は、中長期的視点から障がい者施策の方向性を定める計画であることを踏まえ、その計画期間を平成30~35年度の6年間とします。

「第 5 期新冠町障害福祉計画」は、平成 30~32 年度の 3 年間を第 5 期計画の計画期間 とします。

今回新たに策定する「第1期障害児福祉計画」は、平成  $30\sim32$  年度の 3 年間を第 1 期計画の計画期間とします。

		平成									
	25	26	27	28	29	30年	31年	32 年	33年	34 年	35 年
新冠町障害者基本計画			次計 24-29					第3)	欠計画		
新冠町障害福祉計画	第: (24-	3 期 -26)	第4期計画   第			第5期計画		第	第6期計画		
					1						
新冠町障害児福祉計画						第	51期計	·画	穿	第2期計画	
子ども・子育て支援事業計画	次世育成	世代 計画	子ども・子育て			て支援事	業計画	子ども	• 子育で	支援事業	計画
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第 5 (24		第6	期計	十画	第7期計画			第8期計画		画

# 4. 計画の策定体制及び策定方法

本計画の策定にあたっては、障がいのある人やその家族などのご意見をいただくとと もに、これまでの実績などを分析し、それらを計画に反映させるため、以下の体制及び 手法により実施しました。

### (1) 新冠町障害者計画策定推進委員会における検討

医療・保健・福祉・障がい当事者・学識経験者等、7名から構成される障害者計画 策定推進委員会を平成29年度において3回開催し、協議・検討を行いました。

### (2) アンケート調査及びパブリックコメントの実施

障害者総合支援法においては計画策定にあたり住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとされていることから、障がい者を対象としたアンケート調査を実施すると共に各計画の素案についてパブリックコメントを実施し広く町民より意見を求めました。

### (3) 新冠町障害者自立支援協議会での検討

障害者総合支援法においては計画策定にあたり、自立支援協議会の意見を聴くよう 努めるものとされていることから、同協議会を開催し計画の素案について意見を求め ました。

新冠町障害者計画策定推進委員会委員名簿

(敬称略)

区分	所属	氏	名		
医療・保健	新冠町国民健康保険診療所 看護師長	富力	、圭	子	
関係者	関係者 新冠町保健福祉課保健福祉G 健康推進係 係長 (保健師)				
福祉関係者	新冠町民生委員児童委員協議会 会長	村」	二 美知	扣子	副委員長
田川川内が古	新冠町社会福祉協議会 会長	鎌日	3 盛	行	
障害者及び	身体	杉目	友	子	
関係者	児童(親)	須日	日明	子	
学識経験者	知的障害者相談員	高日	喜	隆	委員長

# 第2章 障がい者を取り巻く現状

# 1. 障がい者の現状

本町における障がい者数は 492 人で、障がい種別の内訳は身体障がい者が 349 人、知的 障がい者が 81 人、精神障がい者が 62 人となっています (平成 30 年 1 月 31 日現在)。

身体障がい者については 14 歳以下の年少期層はいない状況で、65 歳以上の高齢者が 最も多い状況です。

知的障がい者については、10 歳からの年少期層から 85 歳以上の高齢期層に分布し、精神障がい者(精神通院医療受給者証の所持者を含む)については、10歳からの生産年齢層から 85歳以上の高齢期層に分布しています。

したがって、本町の障がい者は 10 歳から分布し、65 歳以上の高齢期が最も多く、障害種別では身体の障がいのある者が多い現状です。

		身体			知的			精神			合計	
年齢	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0~4歳												
5~9歳												
10~14歳				3	2	5		1	1	3	3	6
年少 計				3	2	5		1	1	3	3	6
15~19歳	1		1	7	1	8	2		2	10	1	11
20~24歳	1		1	6	1	7	1		1	8	1	9
25~29歳	1	3	4		4	4	2	2	4	3	1	4
30~34歳	1		1	2		2	2	3	5	5	9	14
35~39歳	2	1	3	8	5	13	5	2	7	15	3	18
40~44歳	5	2	7	4	2	6	4	6	10	13	8	21
45~49歳	3	6	9	5	4	9	5	1	6	13	10	23
50~54歳	6	5	11	7	2	9	3	2	5	16	9	25
55~59歳	12	4	16	6	2	8	2	1	3	20	7	27
60~64歳	13	8	21	1		1	3	3	6	17	11	28
生産年齢計	45	29	74	46	21	67	29	20	49	120	70	190
65~69歳	19	25	44	1	2	3		4	4	20	31	<i>51</i>
70~74歳	20	18	38	3		3	1	1	2	24	19	43
75~79歳	16	30	46					1	1	16	31	47
80~84歳	22	<i>32</i>	54		2	2	1	2	3	23	36	59
85歳以上	27	66	93		1	1	1	1	2	28	68	96
高齢 計	104	171	275	4	5	9	3	9	12	111	185	296
総計	149	200	349	53	28	81	32	30	62	234	258	492

年齢別障がい者(児)数の現状

平成30年1月31日現在(住所地特例施設入所者含む)

障がい者の数 (平成 30 年 1 月末)を出現率として算出すると、本町の総人口の 8.8%が障がい者ということになります。

特に、高齢者での出現率は高く、65 歳以上の高齢期では 19.1%となり、おおよそ 5 人に 1 人が障がい者となります。

年齢別障がい者「出現率」の現状 (比率は対人口)

		身体		知的			精神			合計		
年齢	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	
0~4歳												
5~9歳												
10~14歳				2.4%	1.6%	2%		0.8%	0.4%	2.4%	2.4%	2.4%
年少 計						0.7%			0.1			0.9%
15~19歳	0.7%		0.4%	5.1%	0.8%	3.1%	1.5%		0.8%	7.3%	0.8%	4.3%
20~24歳	0.9%		0.5%	<i>5.7%</i>	1.1%	3.6%	0.9%		0.5%	7.5%	1.1%	4.6%
25~29歳	0.8%	2.8%	1.8%		<i>3.7</i> %	1.8%	1.7%	1.8%	1.8%	2.5%	0.9%	1.8%
30~34歳	0.6%		0.3%	1.3%		0.7%	1.3%	2.3%	1.7%	3.2%	6.9%	4.9%
35~39歳	1.1%	0.7%	0.9%	4.3%	3.3%	3.9%	2.7%	1.3%	2.1%	8.2%	2.0%	<i>5.4%</i>
40~44歳	2.2%	1.1%	1.7%	1.8%	1.1%	1.4%	1.8%	3.2%	2.4%	5.8%	4.3%	5.1%
45~49歳	1.5%	3.2%	2.3%	2.6%	2.1%	2.3%	2.6%	0.5%	1.6%	6.6%	<i>5.3%</i>	6.0%
50~54歳	3.7%	3.5%	3.6%	4.3%	1.4%	2.9%	1.9%	1.4%	1.6%	9.9%	6.3%	8.2%
55~59歳	6.9%	2.3%	4.6%	3.5%	1.1%	2.3%	1.2%	0.6%	0.9%	11.6%	4.0%	7.8%
60~64歳	6.3%	3.8%	5.1%	0.5%		0.2%	14.5%	14.4%		8.2%	5.3%	6.7%
生産年齢計			2.3%			2.1%			1.5%			6.0%
65~69歳	8.7%	11.0%	9.8%	0.5%	0.9%	0.7%		1.8%	0.9%	9.1%	13.6%	11.4%
70~74歳	12.5%	10.4%	11.4%	1.9%		0.9%	0.6%	0.6%	0.6%	15.0%	11.0%	12.9%
75~79歳	13.6%	16.9%	15.6.%					0.6%	0.3%	13.6%	17.5%	15.9%
80~84歳	2.0%	21.5%	20.8%		13.4%	0.8%	0.9%	1.3%	1.2%	20.9%	24.2%	22.8%
85歳以上	22.9%	24.0%	23.7%		0.4%	0.3%	0.8%	0.4%	0.5%	23.7%	24.7%	24.4%
高齢 計			15.9%			0.5%			0.7%			17.1%
総計			6.2%			1.4%			0.8%	8.3%	9.2%	8.8%

平成30年1月31日現在(住所地特例施設入所者含む)

# 2. 障がい者関連サービス等の利用状況

障害者総合支援法制度による各種サービスの利用状況については、次のとおりです。 (町単独事業を含む)

### (1) 訪問系サービス(その他を含む)

① 居宅介護サービス

【ホームヘルプサービス利用状況】

(各年度3月の利用実績)

	区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
身体介護	実利用者数/月(人)	2	3	1
夕 件 川 喪	実利用時間/月(時間)	2.0	5. 0	2. 0
家事援助	実利用者数/月(人)	0	0	0
多 争 饭 奶	実利用時間/月 (時間)	0	0	0
通院介助	実利用者数/月(人)	2	3	1
<b>迪阮月</b>	実利用時間/月 (時間)	2.0	5. 0	2.0
	実利用者数/月(人)	2	3	1
合 計	実利用時間/月 (時間)	2.0	5. 0	2.0
	一人あたり実利用時間	1.0	1.6	1.0

※一人あたり実利用時間=実利用時間÷実利用日数

#### ② 短期入所

【ショートステイ利用状況】

(各年度3月の利用実績)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
実利用者数/月(人)	0	1	4
実利用日数/月(日)	0	2	9
一人あたり利用日数	0	2	2.3

③ 同行援護・行動援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援サービス ※利用実績はありません。

### (2) 居住系サービス

① グループホーム

【利用状况】

(各年度3月の利用実績)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
実利用者数/月(人)	24	24	25

#### ② 施設入所支援

#### 【利用状況】

(各年度3月の利用実績)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
実利用者数/月(人)	17	17	16

# (3) 日中活動系サービス

### ① 生活介護·療養介護

【利用状況】

(各年度3月の利用実績)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
生活介護実利用者数/月(人)	21	21	22
療養介護実利用者数/月(人)	4	4	4
合 計	25	25	26

#### ② 就労支援

#### 【利用状況】

(各年度3月の利用実績)

▷	区分		平成 27 年	平成 28 年
就労移行支援	実利用者数/月(人)	1	0	2
就労継続支援A型	実利用者数/月(人)	0	0	0
就労継続支援B型	実利用者数/月(人)	28	31	31
合	<b>=</b>	29	31	33

#### ③ 自立訓練

【利用状況】

(各年度3月の利用実績)

	区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
機能訓練	実利用者数/月(人)	0	0	0
生活訓練	実利用者数/月(人)	2	2	1
,	合 計	2	2	1

#### ④ 相談支援

【利用状況】

(各年度3月の利用実績)

	区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
計画相談支援	実利用者数/月(人)	64	63	69
地域移行支援	実利用者数/月(人)	0	0	2
地域定着支援	実利用者数/月(人)	0	0	0
合	計	64	63	71

### (4) 障害児支援事業

#### ①障害児相談支援

(各年度3月の利用実績)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
実利用者数/月(人)	47	47	47

#### ② 障害児通所支援事業

#### 【児童発達支援利用状況】

(各年度3月の利用実績)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
実利用者数/月(人)	20	20	18
実利用日数/月(日)	45	52	46
一人あたり利用回数	2. 3	2.6	2. 6

#### 【放課後等デイサービス利用状況】

(各年度3月の利用実績)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
実利用者数/月(人)	26	24	18
実利用日数/月(日)	71	65	68
一人あたり利用回数	2. 7	2. 7	3.8

#### 【保育所等訪問支援利用状況】

(各年度3月の利用実績)

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
実利用者数/月(人)	1	1	1
実利用日数/月(日)	2	2	2
 一人あたり利用回数	2	2	2

### (5) その他のサービス

①重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成事業

対象者	身体障がい者で1級の下肢・体幹・視力障がい者(児)(通院)		
	身体障がい者で2級の下肢・体幹障がい者(児)で外出時常時介護を要する者		
	(通院)		
	身体障がい者で3級以上の腎臓機能障がい者(児)であって外出時常時介護を		
	要する者(通院)		
	重度の障がいのある児童の療育指導のための通園		
助成額	ハイヤー利用料金		
交付枚数	通院 年 60 往復分		

#### 重度障害者福祉ハイヤー利用料金助成事業利用実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
対象人数	11 人	14 人	10 人
利用延数	211 件	279 件	210 件

#### ②寿入浴事業 (75 歳未満障がい者分)

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神	保健福祉手帳所持者
事業内容	町内温泉施設の無料入浴券を交付	†
交付枚数	年 12 回分(月 1 回分)	(※H29.11~年 36 回、70 歳未満へ変更)

#### 寿入浴事業利用実績

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
交付人数	151 人	151 人	136 人
利用延数	684 件	610 件	580 件

# 3. 障がい者関連機関・団体及び施設等の現状

障がい者関連の機関・団体及び施設等の現状は、次のとおりです。

# (1) 官公庁等の概況

所在地	名 称	摘要		
	保健福祉課 保健福祉グループ	相談支援、特別障害者手当、障害児福祉手当		
	町民生活課 町民生活グループ	障害年金、特別児童扶養手当		
新冠町	特別養護老人ホーム「恵寿荘」	短期入所 (身体)		
	新冠町子ども発達支援センター	社会福祉法人新冠ほくと園委託		
	新冠町地域活動支援センター	任云悃性仏八利心はくこ園安正		
	浦河公共職業安定所静内分室			
新ひだか町	札幌法務局静内出張所			
	日高振興局保健環境部 静内地域保健室(静内保健所)			

# (2) 社会福祉法人等の概況

所在地	名 称	摘  要
	社会福祉法人新冠町社会福祉協議会	居宅介護、行動援護 ※老人福祉(介護保険) 訪問介護、居宅介護支援
新冠町	社会福祉法人 新冠ほくと園	<ul><li>○節婦ほろしりの里 入所支援施設、生活介護事業所 就労移行支援、自立訓練事業所、短期入所 ○ミルト 就労継続支援B型</li></ul>

	北人短机みょ トノフミ人	<ul><li>○サポートセンターえましあ 就労継続支援B型 共同生活援助 10 箇所(定員 63 名)</li><li>○新冠町相談支援事業所相談室「かける」</li><li>※老人福祉(介護保険)</li></ul>
	社会福祉法人 ふくろう会	居宅介護支援、老人デイ、特養・ケアハウス 訪問介護、有料老人ホーム
新ひだか町	NPO法人こみっと 日高圏域障 がい者総合相談支援センター	(道委託~日高圏域広域相談支援体制整備 事業受託)
伊達市	社会福祉法人 北海道社会福祉事業団(すてーじ)	(道委託〜日高胆振地区の就業・生活支援)
浦河町	社会福祉法人 浦河べてるの家	(道委託〜精神障がい者への退院に向けた支援)

# (3) 障がい者関連団体の概況

所在地	法 人 名	摘要(主な活動)
	新冠町身体障害者福祉協会 (事務局~新冠町社会福祉協議会)	身体障がい者の社会復帰、地域活動、スポーツ 振興の推進及び更生相談
新冠町	新冠町手をつなぐ育成会 (事務局〜新冠ほくと園)	心身障がい者(児)の教育と家庭福祉の増進 及び保護者相互の親睦並びに会員のための福 利厚生事業
	日高中部障がい者職親会 (事務局〜杉田産業)	障がい者の福祉に関する社会啓発及び雇用・就 労についての研究・研修並びに会員組織の拡大 と就労促進。地域作業所に対する援助活動。

# (4) 障がい児等関連施設

所在地	名    称	摘    要
新冠町	新冠町子ども発達支援センター (広域実施:新冠町、日高町)	社会福祉法人新冠ほくと園委託
新ひだか町	児童デイ 子どもサポートほっぷ 子どもサポートふれっぷ しずない心の杜(もり) 子ども発達専門支援事業	社会福祉法人 静内ペテカリ

# (5) 医療機関(病院)の概況

所在地	名称	摘    要
新冠町	新冠町立国民健康保険診療所	
札幌市	北海道立 子ども総合医療・療育センター	コドモックル 子ども発達専門支援事業(北海道支援)

# (6) ボランティア団体の概況

名称	主 な 活 動	摘   要
ボランティアグループ 「あゆみ」	高齢者、障がい者への福祉的ボラ ンティア	新冠町地域活動支援センターの リサイクル作業に協力 ふれあいフェスティバル協力

# 第3章 障がい者施策の考え方

# 1. 将来フレーム

ここでは、障がい者施策を今後展開していく上での前提条件として、町における将来の 人口及び障がい者数を推計します。

### (1) 将来人口

本町の人口は、減少傾向で推移しており、平成 29 年現在の人口は 5,586 人(高齢化率 30.9%)となっています。

将来人口の推計は、国立社会保障・人口問題研究所(H25.3 推計)が推計した平成37年度人口を基準として、平成30年度から比例按分しています。

これにより、平成 33 年度には 5,214 人(高齢化率 32.4%)、さらに平成 37 年度には 4,841 人(高齢化率 34.1%)にまで減少することと見込んでいます。

#### 将来人口

現況				推計										
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
総人口	5,780	5,726	5,698	5,676	5,640	5,586	5,492	5,398	5,304	5,210	5,116	5,022	4,928	4,841
年少人口(0-14)	743	727	729	717	703	695	674	653	632	611	590	569	548	528
生産年齢人口(15-64)	3,389	3,331	3,258	3,226	3,221	3,164	3,101	3,038	2,975	2,912	2,849	2,786	2,723	2,662
高齢者人口(65-)	1,648	1,668	1,711	1,733	1,716	1,727	1,717	1,707	1,697	1,687	1,677	1,667	1,657	1,651
高齢化率	28.5%	29.1%	30.0%	30.5%	30.4%	30.9%	31.3%	31.6%	32.0%	32.4%	32.8%	33.2%	33.6%	34.1%

<sup>※1</sup> 推計値は国立社会保障・人口問題研究所(H25年3月推計値)における37年度想定数値を基準とし、29年度以降を比例按分

<sup>※2 28</sup>年度までは年度末数値

<sup>※3 29</sup>年度は1月末数値

### (2) 将来障がい者数

将来の障がい者数について、平成 30 年 1 月末現在の障がい種別・年齢別障害者データに基づく出現率により推計してみると、現在の 492 人から平成 35 年には 457 人に、減少が見込まれます。人口推計の減少に合わせ障がい者総数も減少すると見込まれます。

#### 将来の障がい者数推移

ſ		294	F度	30年	F度	314	F度	324	F度	334	F度	344	F度	354	F度
		総人口	障がい者												
	総人口	5,586	492	5,492	486	5,398	480	5,304	475	5,210	468	5,116	463	5,022	457
	年少人口(0-14)	695	6	674	6	653	6	632	6	611	5	590	5	569	5
	生産年齢人口(15-64)	3,164	190	3,101	186	3,038	182	2,975	179	2,912	175	2,849	171	2,786	167
	高齢者人口(65-)	1,727	296	1,717	294	1,707	292	1,697	290	1,687	288	1,677	287	1,667	285

#### 障害種別毎の推移

	現況			‡	<b>准</b> 計		
	30年1月末	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
身体	349	345	340	337	332	328	324
知的	81	80	79	78	77	77	75
精神	62	61	61	60	59	58	58
合計	492	486	480	475	468	463	457

#### ※推計方法

推計年度の障がい者数合計は、現況の年齢層ごとに各手帳所持者数割合をそれぞれ算出し、推計年度の年齢層人口をそれぞれ乗じて合計しています

### 2. 障がい者施策のビジョン

### (1) 基本理念

障がいのある人もない人も社会・経済・文化等の幅広い分野にわたって共に活動することが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」の考え方、また、障がいのある人もない人も同じように暮らし、ライフステージのすべての段階においてその人が持っている能力を最大限に発揮し、その自立と社会参加の促進を目指す「リハビリテーション」の考え方を基本としつつ、これに加えて、障がいの有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会の実現」を本計画の基本理念とします。

### (2) 将来ビジョン

基本理念を踏まえ、本町では次のような障がい者施策の将来ビジョンを掲げます。

- 基本理念 -

- 1. ノーマライゼーション
- 2. リハビリテーション
- 3. 共生社会



- 将来ビジョン -

誰もがこころやさしく 安心して暮らせるまち

# 3. 基本的方針

将来ビジョンの実現に向け、次のような基本的方針に基づき、障がい者施策の展開を図っていきます。

#### 障がい者の主体性・自立性の確立

障がい者自身が主体性・自立性をもって、社会活動へ積極的に参加できるように、また、一人ひとりの能力と意思が生かされるよう、障がい者自身の選択の幅を広げるなど 障がい者本人の立場に立った障がい者の主体性・自立性を尊重する町をめざします。

#### 障がい者・介護者の高齢化への対応

高齢化がますます進行する中で、障がい者自身の高齢化だけではなく、その介護者の 高齢化といった問題も深刻化してきています。

障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」に備えるための拠点整備や障害者の権利擁護を推進すると共に高齢者福祉施策等と連携した支援を推進していきます。

#### 協働によるすべての人のためのまちづくり

これからの地域社会においては、それを構成するすべての住民が互いに協力し支え合う ことによる地域福祉システムの確立が不可欠です。

こうした視点から、住民と行政との協働により、地域に住むすべての人(障害のある人もない人も)が住みやすく、暮らしやすい社会(地域共生社会)を築いていくことが重要です。

そのために、すべての住民が障がい特性・障がい者を理解し、地域福祉等に主体的に 取り組むことができるような、協働のまちづくりを推進します。

#### 障がい者にやさしいまちづくり

障がい者が住みよい町をつくることは、すべての人にも住みよい町をつくることにつながります。そのために、障がい者を取り巻く物理的障壁・制度的障壁・情報面の障壁・意識上の障壁を取り除き、障がい者が、気まずい思いをすることなく自由に社会活動に参加できるような、バリアフリーのまちづくりを推進し、障がい者にやさしい町を目指します。

# 4. ビジョン実現に向けた施策・サービス体系

「**誰もがこころやさしく安心して暮らせるまち**」という本計画のビジョンを実現するために、次のような施策・サービスの展開を図っていきます。

# 誰もがこころやさしく安心して暮らせるまち

福祉意識の啓発と交流

安心して暮らせる福祉環境づくり

保健・医療体制の確保・充実

地域生活を支える福祉サービスの充実

個性と可能性を伸ばす教育・療育

自立と社会参加を促す就労支援

自己実現活動への支援

地域共生社会の実現



# 第1章 福祉意識の啓発と交流

#### 施策展開の考え方

本町では、広報・啓発活動、交流活動等の促進を通じてノーマライゼーションの普及啓発と 障がい者に対する理解の促進に努めてきましたが、これからの福祉には地域全体で支え合うこ とがますます重要になってきています。

そのためには、住民の障がい者福祉への関心と理解を一層深め、知識不足、偏見、経験不足などが原因で対等に人格を尊重してつき合えない、障がいのある人とない人との間の「心の壁」を取り除く「心のバリアフリー」が大切であることから、今後も広報啓発活動を充実させていくことが必要です。

また、障がいのある人もない人も互いに理解し合い、交流できる機会や場を拡充するととも に、障がい者が地域の様々な場に参加しやすい環境づくりが求められています。

#### 施策の展開

#### (1)精神保健普及啓発事業

精神保健福祉に関する知識の普及啓発と精神障がい者の円滑な社会復帰に努めます。

- □ 北海道精神保健協会助成事業
- □ 日高地方精神保健協会助成事業

#### (2) ノーマライゼーション推進事業

障がいの有無にかかわらず、地域で生き生きと普通の生活を営むことができるようノーマライゼーションの普及・啓発を推進します。

#### (3) 広報事業

ノーマライゼーションの普及・啓発による心のバリアフリー化や各種障害福祉サービス の内容、ふれあい広場など町内外で開催される行事について、町広報紙等を活用し情報の 提供に努めます。

] 町広	、報紙・H	P及び会議等	等を活用し	た普及啓発

□ 障がい者福祉制度パンフレットの作成(障がい者福祉マップ)

# 第2章 安心して暮らせる福祉環境づくり

#### 施策展開の考え方

公共施設等については、障がい者用トイレの設置やスロープなどによる段差の解消等を進めていますが、障がい者が地域社会の中で自立した日常生活を営んでいくためにはまだ十分なバリアフリー化が達成された状況とは言えず、今後もより適切な方法でバリアフリー化を推進していく必要があります。

また、障がい者や介護者が高齢化していく中、災害時における障がい者の安全を確保するための防災体制の確立が求められています。

障がい者の権利擁護については、制度的には日常生活自立支援事業や成年後見制度などの 進展がみられますが、こうした制度に関する障がい者への周知・利用の状況はまだ十分ではあ りません。障がい者の自立に向け、今後はさらに権利擁護等に関する普及・充実に努めること が求められています。

障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスを提供する 介護従事者等の人材確保が必要となるため、人材の育成・確保に向けた施策を展開します。

#### 施策の展開

#### (1)居住環境整備事業

住宅の段差解消や、手摺の取り付けなどの住宅改修費を助成し、障がい者(児)が自宅 で安全かつ快適に生活できるよう努めます。

日常生活用具給付等事業(住宅改修費給付事業)
社会福祉振興補助金(住宅改修費等事業)
住宅リフォーム助成金交付事業
住環境整備に関わる相談、援助の実施

#### (2)公共施設のバリアフリー化

新築や改築計画のある公共施設は、国・道の基準に基づき、障がい者に配慮した整備促進に努めます。

□ 各種公共施設(学校、集会施設等を含む)のバリアフリー化の推進

(	3	)公営住宅のん	バリ	アフリ	J — 1	匕
---	---	---------	----	-----	-------	---

地域で安心して居住するため公営住宅の段差解消等のバリアフリー化に努めます。

□ 公営住宅改築(節婦ふれあいタウン、ゆとりの団地、グリーン団地、東栄団地等) にあわせて、段差解消等のバリアフリー化に対応

□ 今後の公営住宅改築事業においても順次バリアフリー化を推進します。

#### (4) 災害時避難の支援

災害発生時に自ら避難することが困難な方が、円滑に避難できるよう、地域自治会等関係団体と連携するとともに、新冠町地域防災計画策定担当課と連携を密にして検討します。

#### (5) 障がい者の権利擁護

障がいのある方が安心して地域で暮らしていくための、生活のあらゆる局面で想定される援護や虐待、権利侵害等を擁護する体制づくりに努めます。

□ 身体	x障害者相談員、	知的障害者相談員	の設置
------	----------	----------	-----

- □ 障害者虐待防止センターの設置(保健福祉課)
- □ 成年後見制度利用支援事業
- □ サービス提供者の研修

#### (6) 人材の養成・確保

福祉施設等での人材不足解消を図るため、福祉サービスの提供の担い手となる専門職 (医療・保健・介護・保育職等)の人材育成に努めます。

- □ 医療職及び福祉職養成修学資金貸付
- □ 介護職員初任者研修費助成事業
- □ 実務者研修費助成事業

# 第3章 保健・医療体制の確保・充実

#### 施策展開の考え方

障がいの発生予防と早期発見、早期治療は、障がい者福祉を推進するうえで重要な課題です。 障がいの軽減を図るためには、乳幼児期において障がいを早期に発見し、早期対応等に努め るとともに、生まれてから高齢期に至るまでの一貫した医療サービスを受けることのできる 体制を確立していくことが必要です。

精神保健については、「精神病院や社会復帰施設から地域社会へ」という新たな流れを形成するための精神保健対策の充実が求められています。

#### 施策の展開

#### (1) 障がいの予防事業

障がいの予防と早期発見・早期治療に努めます。

母子保健事業
乳幼児健診事業
生活習慣病予防事業
健康教育·健康相談事業

#### (2) 医療費助成事業

障がい者(児)が必要な医療を安定的に受けることにより、障がいの軽減や重症化の 予防に努めます。

自立支援医療(更生・育成医療)給付事業
重度心身障害者医療費助成事業
訪問看護ステーション利用者交通費助成事業
未孰児養育医療給付事業

(	3)	诵院	:体制	の確式	7

(4) 難病対策事業

障がい者(児)が安心して通院できる環境を整備します。

コミュニティバス運営事業
西新冠地区予約運行方式運営事業
重度心身障害者等福祉ハイヤー利用料金助成事業
移送サービス事業
福祉有償運送運営事業

難病患者の社会的自立活動を推進するため、難病関連団体との連携や、医療・福祉及び 生活全般について支援します。

北海道難病連事業への協力	
障害者総合支援法によるサービス給付	(難病疾病の対象拡大)

#### (5) 心身の健康増進事業

障がい者等が心身の健康保持及び向上、社会参加の促進を図るため、町内の新冠温泉利 用券の交付や家族風呂半額助成券を交付します。

□ 寿入浴事業

# 第4章 地域生活を支える福祉サービスの充実

#### 施策展開の考え方

障がい者に関する福祉問題は複雑多様化しているのが現状であり、障がい者が地域の中でいきいきと暮していくためには、多様なニーズに対する相談やサービスの充足に加え、「障がいのある者にとって暮らしやすい地域づくり」を進めることが大切です。

障がい者を取り巻くめまぐるしい制度改革により、障害者総合支援法や発達障害者支援法の成立、また、児童福祉法や介護保険制度改正などに対応した、障がいのある者にとって相談しやすい窓口を再構築するとともに、障がい者が地域で自立した生活が送れるように支援していくことが望まれています。

こうした制度改革の流れの中で、障がい者施策は「施設から地域へ」更なる推進が求められています。

これまでも、こうした在宅生活を支える基盤の整備に努めてきましたが、障がい者の地域生活を支えるサービスニーズを踏まえつつ、今後も一層の拡充を図っていくことが必要です。

#### 施策の展開

#### 「障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス]

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業 として対応していきます。(⇒「第3編 障害福祉計画・障害児福祉計画」を参照)

#### 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

#### 障害福祉サービス等

- ◇居住系サービス
- ◇日中活動系サービス
- ◇訪問系サービス
- ◇自立支援医療
- ◇補装具
- □障害児通所支援事業

#### 地域生活支援事業

- ◇理解促進研修・啓発事業
- ◇自発的活動支援事業
- ◇相談支援事業
- ◇成年後見制度利用支援事業
- ◇成年後見制度法人後見支援事業
- ◇意志疎通支援事業
- ◇日常生活用具給付事業
- ◇移動支援事業
- ◇地域活動支援センター事業
- ◇その他の事業

# 第5章 個性と可能性を伸ばす教育・療育

#### 施策展開の考え方

教育を受けることは、すべての児童にとっての権利であり、本人の主体性や自主性を尊重する必要があります。そのため、専門機関との連携を図りながら「特別支援教育」の考え方のもと、障がいの種別や程度に応じたきめ細かな指導を行える体制を充実させる必要があります。また、学童保育における障がい児の受け入れや拠点づくりなど、放課後対策の充実を図ることも重要な課題となっています。

障がいの多様化などが進む中、障がいのある児童と障がいのない児童が同一の場で遊びや生活をともにできるような教育は、障がいのない児童の障がいのある児童に対する理解促進や障がいのある児童の心身の発達促進のためばかりではなく、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促す上で、今後一層重要となってくるものと考えられます。

さらに、義務教育のみならず、生涯学習の機会においても障がい者(児)が平等に教育や学習の機会を得ることができるよう、障がい者(児)の受け入れに対する理解を促進することが必要です。

#### 施策の展開

#### (1) 障がい児の保育

認定こども園等における心身に障がいのある児童の保育等についての検討並びに就学児童に対する学童保育の検討を進め、障がい児の成長発達や保護者の負担を考慮し心身ともに健やかに育成します。

- □ 日中一時支援事業
- □ 障がい児保育・学童保育の検討と推進

#### (2) 障がい児療育事業

早期療育体制の整備を図り、新冠町子ども発達支援センターを中心に障がいの特性を踏まえた支援の充実に努めます。

- □ 新冠町子ども発達支援センター事業
- □ 児童発達支援等サービス利用料助成事業
- □ こどもすくすく会議(乳幼児及び学童における定期的な情報交換会議)

#### (3) 障がい児童・生徒教育事業

特別支援学級に在籍する児童生徒がいる家庭の経済的負担を軽減し、教育環境の向上を 図ります。

□ 特別支援教育就学奨励費

#### (4)特別支援教育事業

特別な支援を必要とする児童等の実態を把握し、その支援の在り方や体制を協議し教育的ニーズに対応した相談・支援体制を整備します。

□ 新冠町特別支援教育連携協議会

#### (5) 就学指導事業

児童・生徒の適切な就学指導を行います。

□ 教育支援委員会

#### (6)要保護児童対策事業

関係機関が連携して障がいや発達の遅れがある児童やその家庭に対する支援体制の 構築を図ります。

#### (7) 青少年対策

児童・生徒の問題行動などを早期発見・早期対応するとともに、児童・生徒の様々な 相談に応じます。

□ いじめ、教育問題相談員の設置

□ 児童虐待防止ネットワークの設置

#### (8) 障がい者への生涯学習機会の提供

障がい者の個性と可能性を伸ばす手法として、社会教育事業への参加は大きな効果が 予測されます。趣味を持つことや自らの可能性に挑戦するきっかけとなるよう教育委員会 との連携による学習機会の創設に努めます。

# 第6章 自立と社会参加を促す就労支援

#### 施策展開の考え方

就労は自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面で特に大きな位置を占めるものであり、障がい者がその能力や適正に応じた就労の場を確保することが必要です。

しかし、雇用自体がまだまだ少ないのが現状であり、今後も、企業等に対する障がいのある 雇用や、職域の拡大、職業訓練機会の確保、職場への定着を図るためのフォロー等を進めるこ とへの働きかけや、障がいのある人の就業機会の拡大を図っていくことが重要です。

#### 施策の展開

#### (1) 地域活動支援センター事業

生産活動や社会参加機会の提供をとおして障がい者の就労意欲の向上等を目指します。

□ 地域活動支援センター事業委託

#### (2) 就労支援に関するネットワーク化の推進

障がい者の就労に関し、地域の社会資源の発掘・活用を促進し、障がい者の就労環境の 向上を図るため、関係機関、団体及び事業所のネットワーク化を推進します。

□ 日高中部障がい者職親会運営補助

#### (3) 胆振日高障がい者就業・生活支援センター「すて一じ」との連携

一般就労を希望する障がい者に対し、北海道が相談支援事業者として委託する胆振管内 伊達市の「社会福祉法人 北海道社会福祉事業団」と連携し、就労に関する支援を推進し ます。(事業所はこれまでの伊達市に加え、H29 年 4 月からは苫小牧事業所も開設)

#### (4) 障害者就労施設等からの物品等の優先調達について

障がい者等の経済面の自立を進めるため、法に基づき「新冠町における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針」を策定し、町の全ての機関において障害者就労施設等から優先的・積極的に物品等の調達を進めます。

# 第7章 自己実現活動への支援

#### 施策展開の考え方

学習・文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の 促進に繋がり、生活の質の向上を図るため大きな役割を果たすことになります。

町では、生涯学習情報紙「まなボード」の発行の他、町民スポーツセンター等におけるスポ ーツイベントの開催などにも取り組んでいますが、今後は障がい者のライフスタイルやニーズ の多様化に対応した取り組みが求められています。

また、障がいのある人が社会の様々な分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を 確保することが大切です。そのため、障がいのある人が気軽に外出できるよう移動手段の確保 に努めます。

#### 施策の展開

#### (1) 障がい者の生活や要望の把握

障がい者がどのような生活を送り、日々の生活や社会参加、各種活動に対するニーズの 把握に努めます。

#### (2) 障がい者の生きがい活動への支援

在宅の障がい者が、生涯学習事業や各種イベントに参加できる環境の整備に努めます。

障がい者スポーツ大会の支援
社会教育(体育)事業への参加の推進
日常生活における移動手段向上の検討
身体障がい者用自動車改造費助成事業
点字図書給付事業

#### (3) 障がい者団体等への支援

障がい者やその家族が相互に親睦や交流を深める各種障がい者団体に対し、その活動費 を助成します。

更に、自分で運転することが困難な障がい者の乗車を支援する福祉車輌の購入(改造含 ts. ます。

)費	用について助成し、	その同居	する家族	を含め支	援する	ことと	しる
	新冠町身体障害者	福祉協会補	制金				
	新冠町手をつなぐ	親の会補助	力金				
	新冠町社会福祉振	興補助金	(福祉介	護車輌購	入費等助	<b>力成事</b> 第	矣)
			- 28 -				

# 第8章 地域共生社会の実現

#### 施策展開の考え方

子ども・高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指します。そのためには、サービスの支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりが必要です。

こうした社会を実現するための住民活動やボランティア活動は、今後の地域福祉における 大きな担い手として期待されるため、社会福祉協議会や関係施設・団体等と連携しながらボラ ンティアの養成や住民による主体的活動への支援等、住民が主体的に地域課題を把握して解決 を試みる体制を構築していきます。

これにより、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を他人事ではなく「我が事」として 参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域をともに 創っていく社会を目指します。

#### 施策の展開

#### (1) ボランティア育成事業

ボランティアの発掘や育成により地域による支え合い活動を促進します。

- □ ボランティア養成講座の開催
- □ ボランティアグループの支援

#### (2) 災害時避難の支援

災害発生時に自ら避難することが困難な方が、地域の方々や関係機関の連携のもと、 円滑に避難できるよう地域の理解と協力を促進します。

#### (3) 地域福祉の推進

地域活動への住民参加を促し地域福祉を推進するための基本的方針を策定します。

- □ 地域福祉計画の策定
- □ 地域福祉実践計画の策定

#### (4) 共生型サービスの創設

人口減少などにより地域の社会資源が限られる中、制度の「縦割り」を超えて柔軟に 必要な支援を確保するため、同一事業所で介護保険及び障害福祉の両事業の実施が容易と なるよう、事業所指定基準の緩和を図ります。

□共生型サービスの指定・設置

#### (5) 生活支援体制の構築

地域課題の掘り起こしと共に地域の支援者を養成し、地域課題と支え合いの活動をマッチングする地域の支え合い活動を構築します。

□ 生活支援コーディネーターの配置

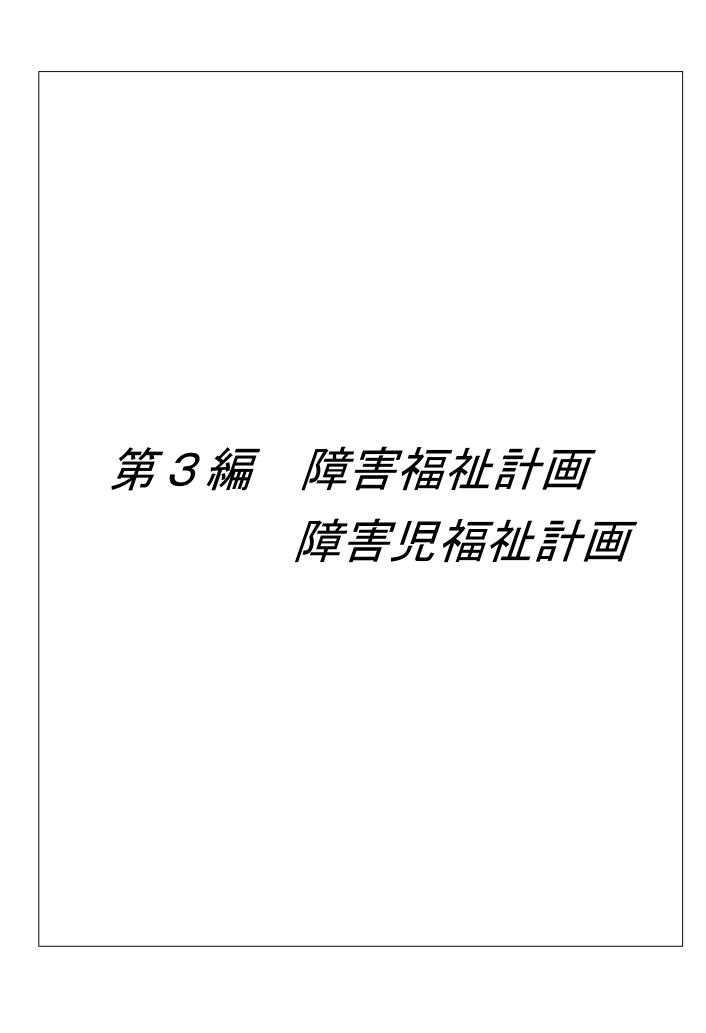
#### (6) 住民による主体的・自主的活動への支援

自治会で取り組む自主的なコミュニティ事業や地域住民などが地域において自発的に 行う活動を支援します。

- □ 地域コミュニティ活動支援事業
- □ 自発的活動支援事業

#### (7) サポートセンター「えましあ」の活動支援

多世代が交流し「つながり」を持つための拠点として整備された同センターの活動を 支援し、相互に支え合うことのできる「地域コミュニティ」の構築を目指します。



## 第1章 基本方針

## 1 計画の基本目標

この計画は、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに 生きる社会(共生社会)の実現を目指して、障がい者の生活の場及び社会参加の機会の 確保等により、地域で安心して生活するために必要な福祉サービスなどの基盤整備を進め ることを目標とします。

## 障がいのある人もない人も、ともに 安心して暮らせるまちづくり

## 2 計画の基本的な視点

計画の基本目標の実現のために、障害者総合支援法の基本方針を踏まえて、次の5つの基本的な視点に立って計画を推進します。

## ①障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会 (共生社会)の実現を目指して、障がい者自身が障害福祉サービスを選択し、必要な支 援を受けながら、障がい者自身の自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービス の提供基盤の整備を進めます。

#### ②障がい種別によらない一元的なサービス提供体制の確立

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、 精神障がい者、難病患者等及び障がい児とし、障がい種別によらない一元的なサービス の提供体制を確立します。

## ③地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整備します。また、障がい者の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用する基盤整備を進めます。

#### ④地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、 生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた仕組みづく りと支援体制の構築を進めます。

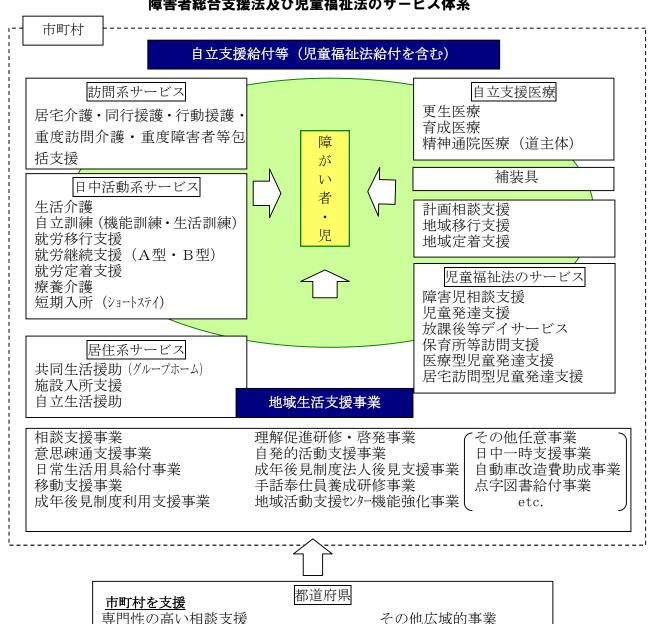
#### ⑤障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

#### 障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス体系 3

平成18年の障害者自立支援法(現障害者総合支援法)の施行により、障害福祉サービス は、障がいの種別によらず、共通の制度の元に一元的に提供される仕組みになりました。 また、サービスの種類について規定され、全国一律で共通に提供される「自立支援給付 費」、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」及び「児童福 祉法に基づく障がい児の支援」に大別され、さらに「自立支援給付」は介護の支援を受け る場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、 更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を 購入する費用を支給する「補装具費」に分けられました。

#### 障害者総合支援法及び児童福祉法のサービス体系



その他事業

サービス・相談支援者、指導者の育成

## 第2章 障害福祉サービスの目標

## 1 障害福祉サービスに関する目標

本計画では、障がいがある人の地域生活移行や就労支援に関する事項について、国が 定める基本指針に則して、平成32年度を目標年度とする数値目標を設定します。

## (1) 施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

- ・平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上の削減を目指す。
- ・平成32年度末時点で、平成28年度末の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを目標とする。

国の基本指針を踏まえ施設に入所している方の地域生活への移行を進める観点から、 本町においては平成32年度末までに平成28年度末時点の施設入所者数である16 人の6.3%にあたる1人を施設入所者の減少数として設定します。

また、平成32年度末までに平成28年度末時点の施設入所者である16人の12.5%にあたる2人を地域生活に移行する者の人数として設定します。

項目	数値	備考
平成28年度末時点の 入所者数(A)	16人	基準値
平成 32 年度末の 施設入所者数 (B)	15人	平成 28 年度末時点の入所者数 16 人から 1 人削減
【目標値】 平成 32 年度末の 削減見込者数(A-B)	1人	平成28年度末時点の施設入所者数 (16人) の6.3% である1人を施設入所者の削減数として設定
【目標値】 平成 32 年度末の 地域生活移行者数 (累計)	2人	平成28年度末時点の施設入所者数 (16人) の 12.5%である2人を施設入所者の削減数として 設定

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【国の基本指針】

精神障がいの当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共 有や連携を行う体制を構築できるように、平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目指す。

長期的に入院している精神障がい者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的 (インクルーシブ) な社会を構築していく必要があります。このため、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとして、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、他町などとの重層的な連携による支援体制の構築を目指します。

本町では、平成32年度末までに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを整備するため、圏域を含めた関係機関との連携を図って検討していきます。

項	目	H29年度 現状値	H32年度 目標値	備考	
【目 保健・医療・ による協議		未設置	設置	国の指針により設置に向け取り組む	

## (3) 地域生活支援拠点の整備

#### 【国の基本指針】

地域生活支援拠点等について、平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

地域生活支援拠点とは、障がい者等の自立支援の観点から、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望するものに対する支援等を進めるために、次の機能を 集約した拠点のことをいいます。

- ・地域生活への移行、親元からの自立に係る相談
- ・一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ・ショートステイの利便性・対応等による緊急時の受入体制の確保
- ・人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ・サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

当初の国の指針では平成29年度末までの拠点整備が目標とされ、町ではこれまで自立支援協議会及び北海道とも協議してきました。今回、国の指針が変更され平成32年度までの設置目標とされたことから、引き続き関係機関と整備方針について協議していきます。

項目	H29年度 現状値	H32年度 目標値	備考
【目標値】 地域生活支援拠等 の整備数	未設置	設置	国の指針により設置に向け取り組む

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ①一般就労への移行者数

#### 【国の基本指針】

平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を 達成することを基本とする。

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する方の目標値を設定します。

国の指針を踏まえ、平成32年度末における一般就労への移行者数を、平成28年度の実績である2人の1.5倍にあたる3人を目標値として設定します。

項目	数値	備考
平成28年度の 一般就労移行者数	2人	基準値
【目標値】 平成32年度末の 一般就労移行者数	3人	平成28年度中の一般就労移行者数(2人)の1.5 倍である3人を一般就労移行者目標値として設定

#### ②就労移行支援の利用者数

#### 【国の基本指針】

平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。

国の指針を踏まえて、平成32年度における就労移行支援事業の利用者は、 平成28年度の実績である2人から5割増加する3人を目標値として設定します。

項目	数値	備考
平成28年度の 就労移行支援事業の利用者	2人	基準値
【目標値】 平成32年度末の 就労移行支援事業利用者	3人	平成28年度末時点の利用者数(2人)の1.5倍である3人を就労移行支援事業の利用者数目標値として設定

## ③就労移行支援事業所ごとの就労移行率

#### 【国の基本指針】

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

国の指針を踏まえて、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を1箇所以上とすることとして設定します。

項目	数値	備考
平成28年度末における就労移 行率が3割以上である就労移 行支援事業所の数	0箇所	町内の就労移行支援事業所数1箇所、一般就労 移行率3割以下
【目標値】 就労移行率が3割以上である 就労移行支援事業所の数	1箇所	町内の就労移行支援事業所 (1箇所) において 一般就労移行率3割以上を目指す

#### ④就労定着支援による職場定着率

#### 【国の基本指針】

各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%とすることを基本とする。

国の指針を踏まえて、各年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割とすることを目標値として設定します。

項目	数値	備    考
就労定着支援事業による 支援を開始した時点から 1年後の職場定着率	80%	平成32年度末時点の職場定着率

## (5) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

#### 【国の基本指針】

・平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1ヵ所以上 設置することを基本とする。

(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域で設置することもできる)

・平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所訪問支援を利用できる 体制を構築することを基本とする。

本町においては、平成23年11月から新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」を設置し、児童発達支援、放課後等デイサービスに加え保育所等訪問支援事業も実施し、 障がいや発達に課題のある児童の地域社会への参加・包容の推進に努めています。

今回、国から示された児童発達支援センター機能は「あおぞら」では有していないため、今後日高圏域での児童発達支援センター機能の設置に向け関係機関との連携を図り検討していきます。

項目	H29年度 現状値	H32年度 目標値	備考
児童発達支援センターの 設置	0箇所	1箇所	国の指針により設置に取り組む
保育所等訪問支援事業の 実施	1箇所	1箇所	新冠町子ども発達支援センター 「あおぞら」において実施

#### (6) 重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業の確保

#### 【国の基本指針】

平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本 とする。(市町村単独での確保が困難な場合には圏域で確保することも可)

医療的ニーズの高い重症心身障がい児は、身近な地域で支援が受けられる環境整備が必要ですが、一般の障害児通所支援で支援を受けることは難しい状況にあります。 本町では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置等について、平成32年度末までに日高圏域での設置に向け関係機関との連携を図り検討していきます。

項目	H29年度 現状値	H32年度 目標値	備考
重症心身障がい児の児童発達 支援事業所及び放課後等	0箇所	1箇所	国の指針により設置に取り組む
ディサービス事業所の確保	VE1//1	1回//	

## (7) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

#### 【国の基本指針】

平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。 (市町村単独での設置が困難な場合には、圏域で設置することもできる) 上記に加え 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

上記に加え、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置する。(圏域での配置も可)

医療的ニーズの高い重症心身障がい児に対する支援体制の整備に合わせて、関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、調整役となるコーディネーターの配置についても、他関係機関との連携を図り検討していきます。

項目	H29年度 現状値	H30年度 目標値	備考
関係機関による連携・ 協議の場の設置	未設置	設置	国の指針により設置に取り組む
医療的ケア児支援の コーディネーター配置	未配置	配置	国の指針により配置に取り組む

# 第3章 障害福祉サービスの見込量

## 1. 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービスでは、介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を 受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、国と地方公共団体が費用を負担し、障が いの種別にかかわらず全国一律に実施されるサービスです。

また、障害福祉サービスは、地域で暮らす障がいのある人や障がいのある子どもの 生活を支える「訪問系サービス」、昼間の活動の場を提供する「日中活動系サービス」、 夜間の住まいでの支援を提供する「居住系サービス」に分類されています。

必要量の見込は、これまでのサービス利用実績やニーズ調査及び国の方針等を勘案して算出しています。

## (1) 居住系サービス

## ◆サービス内容

事 業 名	内 容
① 共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談や日常生活 上の援助を行います。
② 施設入所支援	入所している施設で、夜間や休日に入浴、排せつ、 食事の介護などを行います。
③ 自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者を 対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑 な地域生活に向けた相談・助言を行います。

## ◆サービス見込み量

サービス名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
① 共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人)	25	26	27	28
② 施設入所支援	利用者数 (人)	16	16	16	15
③ 自立生活援助	利用者数 (人)		0	0	1

## ◆整備見込み量

サービス名	単位	28年度 定員	30年度	3 1 年度	3 2 年度
共同生活援助	定員数 (人)	59	66	69	72

## サービス量確保の方策

#### □ 共同生活援助 (グループホーム)

新冠ほくと園においては、今後の施設からの移行や高等養護学校卒業後の利用者を見込み平成30年度以降、順次定員増を計画しています。また、アンケート調査においても、今後グループホームの利用を希望する方が一定数いることから、整備量においても定員の増加を見込んでいます。

施設から地域生活への移行に伴い、居住の場としてグループホームの利用ニーズの増加が今後も想定され、夜勤対応型ホーム等、利用者ニーズに応じたサービス必要量の確保に向け、施設・事業所・関係機関などと連携しサービス提供基盤の強化を図ります。

また、平成27年度より、グループホームの支援事業所が字本町へ移転し名称も「サポートセンターえましあ」へ変更すると共にコミュニティサロンを付加した事業展開により、障がい者のみならず多世代交流スペースとしても活用されています。

#### □ 施設入所支援

施設から地域移行への取り組みが推進されていますが、重度の障がい者は施設入所による支援が必要となるため一定の受入体制を確保することが必要となります。障がい者の意思を第一に、介護者の状況を勘案し、サービス提供事業者の情報提供や町内法人施設の活用の中でサービス量の確保に努めます。

#### □ 自立生活援助

障害者総合支援法の改正により、平成30年4月より施設・グループホーム等から一人暮らしに移行する障がい者の地域生活を支援するため、新たに自立生活援助が創設されました。今後の地域移行促進のため、町内事業所等においてサービス提供体制が整うよう関係機関と協議・検討していきます。

# (2) 日中活動系サービス

## ◆サービス内容

▼ 7 CAME	
事 業 名	内容
①生活介護	常に介護を必要とする人に日中、入浴、排せつ、食事等の身辺介 護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。
②自立訓練 (機能訓練·生活訓練)	自立した日常生活、社会生活をめざし、一定期間、身体機能また は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
③就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な 知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
④就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、知識および能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を提供します。 「A型(雇用型)」は、事業所内において雇用契約に基づき就労機会を提供します。 「B型(非雇用型)」は、雇用関係を結ばず就労の機会や生産活動の機会を提供します。
⑤就労定着支援	一般就労をした障がい者の生活面の課題に対応できるよう、 事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
⑥療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上 の管理、看護、介護等を行います。
⑦短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設 で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## ◆見込み量

▼元込の里						
サービス名		単位	28年度 実績	30年度	3 1 年度	32年度
① 出江人誰		利用量(人日/月)	492	506	506	528
①生活介護		利用者数(人)	22	23	23	24
	大松 台に 三川 女本	利用量(人日/月)	0	0	0	0
②自立訓練	機能訓練	利用者数(人)	0	0	0	0
	<b>开江</b> 到结	利用量(人日/月)	5	22	22	22
	生活訓練	利用者数(人)	1	1	1	1
		利用量(人日/月)	44	44	44	66
<b>シルカか</b> 112	人1友	利用者数(人)	2	2	2	3
Q 15.00	A型	利用量(人日/月)	0	40	40	40
④就労 姚结士坪	A T	利用者数(人)	0	2	2	2
継続支援	B型	利用量(人日/月)	615	700	740	780
	D至	利用者数 (人)	31	35	37	39
○ 計	<b>上</b> -拉	利用量(人日/月)	_	0	0	0
⑤就労定着支援		利用者数(人)	—	0	0	0
⑥療養介護		利用量(人日/月)	109	90	90	90
		利用者数(人)	4	3	3	3
⑦短期入所		利用量(人日/月)	35	35	35	35
(ショートステイ)		利用者数(人)	2	2	2	2

## サービス量確保の方策

日中活動系のサービスは今まで以上に利用者の状況に応じた多様なサービス需要への対応が必要となりますが、平成30年度より町内の「NPO法人みんなの家ひだまり」において、新たに就労継続支援B型事業所の開設が計画されています。これにより、利用者にとってサービスの選択肢が増えると共に町内の就労サービスの充実が図られます。

また、障害者総合支援法の改正により平成30年4月より、新たなサービスとして就労定着 支援が創設されました。一般就労への定着促進のため町内事業所等においてサービス提供体制 が整うよう関係機関と協議・検討していきます。

今後も障がい者の状況に応じた生活支援をはじめ、就労支援などの整備に努めるとともに、 日中活動の場の確保など、事業者と連携を図りサービス提供体制の充実により必要量の確保を 図ります。

## (3) 訪問系サービス

#### ◆サービス内容

事 業 名	内 容
① 居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行います。
② 同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同 行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行います。
③ 行動援護	知的、精神障がい者で自己判断能力が制限されている人に、 危険を回避するために必要な外出支援を行います。
④ 重度訪問介護	重度の身体・知的・精神障がい者で常に介護を必要とする人 に、自宅における身辺介護や外出時の移動支援等を総合的に 行います。
⑤ 重度障害者等 包括支援	介護の必要性が極めて高い人に、居宅介護等複数のサービス を包括的に行います。

#### ◆見込み量

サービス名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
・居宅介護 ・同行援護	利用時間数(時間/月)	2	5	5	5
· 行動援護 · 重度訪問介護 · 重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	1	3	3	3

#### サービス量確保の方策

現在、居宅生活を送っている障がい者に加え、入院者や施設入所者の地域移行の促進により、障がい者の地域生活支援はますます必要になります。そのため、近隣町の広域的生活圏域レベルで指定事業者の参入を促進し、サービス提供基盤の整備を図ります。

また、サービス提供にあたっては、障がい特性に応じた従事者の質の高い対応が必要となるので、事業所との連携によりホームヘルパー等の養成を図ります。

#### □ 居宅介護 (ホームヘルプ)

身体障がい者へのサービス内容充実に加え、障がいの区分ごと(身体・知的・精神)に対応できる人材の養成や育成を行うなど、事業所と連携して、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

#### □ 同行援護

視覚障がい者の生きがい活動・社会参加を促進するための外出時等の支援のため、 既存事業所へルパーのスキルアップを図るための研修や実習の受講などサービス 提供体制整備のための支援を行い、質の高い支援と必要量の確保を図るよう努めます。

#### □ 行動援護

障がい者の地域移行による就労支援や生きがい活動・社会参加を促進するための外 出時の支援のため、既存事業所及びヘルパーのスキルアップを図るための研修や実習 の受講などサービス提供体制整備のための支援を行い、質の高い支援と必要量の確保 を図るよう努めます。

#### □ 重度訪問介護

重度障がい者の介護ニーズ(入浴等)に着目したサービス提供体制整備のため、既存事業所及びヘルパーのスキルアップを図るため、研修や実習の受講などの支援を行います。

#### □ 重度障害者包括支援

町内における事業の実施に向け、医療機関等との連携を図るほか、必要なサービス 提供は訪問看護・訪問診療などの活用により支援体制を講じます。

## 2. 相談支援の見込量と確保の方策

相談支援は、生活全般の相談、情報提供、サービス等利用計画の作成、サービス担当者会議の開催、サービス事業者との連絡調整及びモニタリングなどを行います。

必要量の見込は、これまでのサービス利用実績やニーズ調査及び国の方針等を勘案して 算出しています。

#### ◆サービス内容

事 業 名	内容
計画相談支援	障がい者の利用するサービスの内容等を定めた「サービス等利 用計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	施設入所者や退院可能精神障がい者の地域生活移行に向けた 「サービス利用計画」を作成し、24時間相談支援やサービス の連絡調整等を行います。
地域定着支援	単身や同居家族からの支援が受けられない障がい者、施設から 地域生活に移行する障がい者の、常時の連絡体制確保及びその 障がい特性に応じた緊急の訪問・対応の支援を行います

#### ◆見込み量

サービス名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	3 2 年度
計画相談支援(利用計画)	利用者数	69	72	73	74
地域移行支援	利用者数	2	2	2	2
地域定着支援	利用者数	0	1	1	1

#### サービス量確保の方策

居宅生活を送っている障がい者(児)に加え、長期入院や施設入所から地域生活への 移行が進むにつれて、相談支援サービスの需要が高まります。

障がい者(児)の地域生活をきめ細やかに支援していくためには、個々の生活課題を 踏まえた適切かつ総合的なケアマネジメントを行うことが重要です。

本町においては平成26年度より、新冠ほくと園において相談支援事業所「相談室かける」が開設され、相談支援事業の体制整備を図っています。

アンケート調査においても利用ニーズが最も多い事業であることから、相談支援専門員が利用者の障がいの多様な特性に対応できる能力や知識を習得し、障がいのある人に寄り添ったケアマネジメントができるよう、相談支援事業所を支援する体制づくりに取り組みます。

# 3 障害児福祉サービスの見込量と確保の方策

## ◆サービス内容

<u> </u>	しハドカ	
	事 業 名	内容
障害」	見相談支援	障がい児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援 計画」の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
	児童発達支援	障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。(未就学児)
障 害	医療型 児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対し、治療、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
· 児 · 通 · 所	放課後等 デイサービス	障がい児に対し授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力 の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。 (就学児)
支 援	保育所等 訪問支援	保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児について、 その施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団 生活への適応のための専門的な支援などを行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援 等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児 に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

## サービス必要量の見込み

	サービス名	区分	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
障	害児相談支援	利用者数(人)	47	47	47	47
		利用量(人日/月)	46	45	45	45
	児童発達支援 	利用者数(人)	18	17	17	17
障害	医療型児童発支援	利用量(人日/月)	0	0	0	0
害児		利用者数(人)	0	0	0	0
通	) 放課後等	利用量(人日/月)	68	65	65	65
所士	デイサービス	利用者数(人)	18	18	18	18
支援	<b>但本配体针眼</b> 士摇	利用量(人日/月)	2	2	2	2
	▼ 保育所等訪問支援	利用者数(人)	1	1	1	1
	居宅訪問型	利用量(人日/月)	0	0	0	0
	児童発達支援	利用者数(人)	0	0	0	0

#### サービス量確保の方策

心身に障がいのある児童とその家族を支援する障害児通所支援事業については、平成23年11月より、「新冠町子ども発達支援センターあおぞら」を節婦地区に開設し、新冠ほくと園への事業委託により運営しています。平成23年の開設以来、利用者は増加し一時は定員超過となる心配もありましたが、平成28年以降は定員に余裕もみられています。

児童の障がい種別においては当センターにおいても発達障がい児の割合が増えていることから、今後も乳幼児健診等での発達障がい等の早期発見・早期療育が重要であるため、平成27年度から常勤化している発達相談員の勤務形態を継続し、引き続き相談支援体制の充実を図っていきます。

平成30年4月より児童福祉法の改正により、居宅訪問型児童発達支援が創設されました。 当町では対象となる重度心身障がい児は現在のところおりませんが、全国的に医療的ケア児 の増加が問題となっており、将来的には同事業の提供体制が必要となる可能性があります。

今後も関係機関(保育園・幼稚園、小・中学校)との更なる連携を図り情報の共有化により 児童の健全な育成を支援していきます。

# 第 4 章 地域生活支援事業

## 1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条において市町村が実施主体であると 位置づけられた法定事業であり、障害福祉サービスとともに障がい者等の自立と社会参加 を支援するための両輪となっていくものです。

本町に住む障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、利用者の サービスの選択を可能にした上で必要なサービス量の確保に努めます。

#### 【必須事業】

#### ◆サービス内容

事 業 名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発事業を 行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に 対し支援を行います。
相談支援事業	町内外の相談支援事業者と連携し、中立・公平性を確保した必要な情報の提供、助言、サービス利用支援などを行います。 (※計画相談支援を除きます)
成年後見制度利用支援 事業	成年後見制度の申立てに要する経費や後見人等の報酬の全部又は 一部を助成するものです。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に 対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職によ る支援体制の構築等を図っていきます。
意思疎通支援事業	聴覚、言語、音声、視覚などの障がいで意思疎通を図ることが困 難な人に、手話通訳者等の派遣などを行います。
日常生活用具 給付等事業	重度障がい者に対し自立生活支援用具などの日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に社会参加等のための外出 支援(ガイド等)を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交 流を進めるなど多様な活動を行う場を設けます。

#### 【任意事業】

#### ◆サービス内容

事 業 名	内容
日中一時支援事業	日中に障害福祉サービス事業所等において、見守りなどの一時預 かりを行います。
住宅改修費給付事業	障がい特性に応じた手摺取付などの住宅改修費を助成します。
点字図書給付事業	視覚障がい者に図書の点字変換に要する費用を助成します。
身体障害者用自動車 改造費助成事業	身体障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
移送サービス事業 (車両移送支援)	重度の障がい者(児)の通院・通園に対し、福祉車両による送迎 を行います。
重度身体障害者 入浴送迎事業	在宅での入浴が困難な重度身体障がい者を福祉車輌により送迎し 施設の特殊浴槽において入浴介助を行うものです。

## 2. 地域生活支援事業の必要量と確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供については、法定サービスを補完するサービスとして、 きめ細かなマネジメントに心がけるとともに、利用者が必要に応じサービスの選択が可能と なるよう相談支援体制の充実に加え制度周知の徹底に努め、事業者間の連絡調整・情報共有 を図ります。

## (1) 必須事業

□ 理解促進研修・啓発事業

#### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有

## サービス量確保の方策

障がいのある人等への理解を深めるため、新冠町社会福祉協議会と合同で新冠小学校へ 出向き、総合的学習の一環として車椅子や杖等の利用体験教室を実施。

車椅子を使用する町職員より障害特性や実体験に基づく講和等も行い障がい者への理解 促進を図っています。

今後は町民全体への周知・広報活動についても検討していきます。

## □ 自発的活動支援事業

#### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	有	有	有

#### サービス量確保の方策

障がい者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、 災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。障がい者本人の意思を 尊重しながら、障がい者や家族の団体・NPO・ボランティア団体等に対し、事業の積極 的な活用を働きかけていきます。

#### □ 相談支援事業

サービス必要量の見込み

ť	ービス名	区分	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
	障害者相談支援事業	斷激	2	2	2	2
how this think	地域自立支援協議会	有無	有	有	有	有
相談支援事業	身体障害者相談員	有無	有(道)	有	有	有
	知的障害者相談員	有無	有(道)	有	有	有

#### サービス量確保の方策

障がい者からの各種相談に応じて必要な情報の提供や助言、サービス利用に関するマネジメントを充実させるため、町職員の専門性を高めるとともに、24時間体制による相談の対応や専門的・困難事例等に対応するため、外部相談支援事業者と連携し相談支援体制の機能充実を図り、訪問などによるニーズ把握に努めます。

平成26年4月からは、新冠ほくと園において新冠町相談支援事業所相談室「かける」 が開設され、より身近な地域での相談対応が可能となりました。

また、「新冠町障害者自立支援協議会」を活用し、課題解決や関係機関のネットワークの構築を進めるとともに、障がいのある者が「人権侵害や犯罪被害等」に遭わないよう、北海道から権限を委譲される身体障害者相談員・知的障害者相談員について、平成24年度から引き続き町においてそれぞれ委嘱することにより、相談支援事業や権利擁護事業の重層的な充実を図ります。

#### □ 意思疎通支援事業

## サービス必要量の見込み

	•				
サービス名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
意思疎通支援事業	利用量 (時間/年)	9	6	6	6

## サービス量確保の方策

聴覚・言語・音声機能、その他の障がいのある人の意思疎通を図るため、専門機関に委託して手話通訳者の確保に努めます。

#### □ 日常生活用具給付等事業

#### サービスの必要量の見込み

サービス名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	3 2 年度
介護訓練支援用具	給付等件数 (件/年)	3	2	2	2
自立生活支援用具	給付等件数 (件/年)	2	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付等件数 (件/年)	2	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付等件数 (件/年)	0	1	1	1
排泄管理支援用具	給付等件数 (件/年)	208	192	192	192

## サービス量確保の方策

障がいの特性や必要性を判断し、生活上必要な生活用具についての相談、助言により 適切な給付に努めます。

住宅改修の必要性について訪問活動等により的確に把握するものとし、本人・家族との 相談につなげることで、障がい者の居宅生活の利便性向上を図ります。

#### □ 住宅改修費給付等事業

#### サービスの必要量の見込み

サービス名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
住宅改修費給付事業	給付等件数 (件/年)	0	2	2	2

## サービス量確保の方策

日常生活に必要な住宅改修について訪問活動等により的確に把握するものとし、本人・ 家族との相談に対応し、適切な給付に努めるとともに、障がい者の居宅生活の利便性向上 を図ります。

## □ 移動支援事業

## サービス必要量の見込み

サービス名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
投動士控束業	実利用者数(人)	2	4	4	4
移動支援事業	延べ利用時間数 (年)	14. 5	24	24	24

## サービス量確保の方策

屋外での移動が困難な障がい者に、社会参加や余暇活動参加促進のための外出の支援を 推進するため、買い物同行ガイドや通院対応等の事業を中心に、障がい者の移動を支援し ます。

また、町内でのサービス提供に向け、関係法人と協議検討していきます。

#### □ 地域活動支援センター運営事業

#### サービス必要量の見込み

サービス名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
新冠町地域活動	実施部形数	1	1	1	1
支援センター事業 (基礎的事業)	延利用数(人/年)	258	270	280	290

#### サービス量確保の方策

平成28年度より「サポートセンターえましあ」の移転に合わせ同事業も字本町の市街地へ移転したことにより、利用者の利便性が向上すると共に、他の日中サービスが実施していない夕方や土・日・祝日での集団活動並びに個別対応としてピアサポーターの支援を受けたコミュニケーションスキル向上等のプログラムを提供しています。

今後も障がい者の社会交流や創作・生産活動の場として、新冠町地域活動支援センターの運営を支援するとともに、事業委託している新冠ほくと園やボランティアグループと連携して魅力ある活動を提供し、利用者とサービス見込量の確保に努めます。

## □ 成年後見制度利用支援事業

#### サービス必要量の見込み

サービス名	区分	28年度 実績	30年度	31年度	3 2 年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	0	1	1	1

## サービス量確保の方策

平成26年度より認知症高齢者と併せて事業を実施していますが、障がい者の利用実績は これまでありません。今後さらに成年後見制度の必要性が高まることが予想されるため、 地域で暮らす障がいのある方の権利擁護が図られるよう対応していきます。

#### □ 成年後見制度法人後見支援事業

## サービス必要量の見込み

サービス名	区分	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	_	有	有	有

## サービス量確保の方策

平成27年度から新冠町社会福祉協議会において法人後見の実施体制を整備していますが、これまで利用実績はありません。今後の後見業務を円滑に行うため、同法人と協議し研修会の開催や組織体制の構築及び専門職による支援体制整備などを図り、障がい者の権利擁護に努めます。

## (2) 任意事業

## サービス必要量の見込み

サービス名	単位	28年度 実績	30年度	31年度	32年度
日中一時支援事業	利用者数 (人/月)	4	4	4	4
点字図書給付事業	件/年	0	1	1	1
身体障害者用自動車 改造費助成事業	件/年	0	1	1	1
移送サービス事業 (障害者)	件/年	1, 841	1,850	1,860	1, 870
重度身体障害者 入浴送迎事業	件/年	1	1	1	1

## サービス量確保の方策

#### □ 日中一時支援事業

居宅生活を送る障がい者(児)世帯の状況を把握し、きめ細かなケアマネジメントにより、介護者の一時的休息や利用者の日中活動機会の支援を行います。

町内でのサービス提供事業所の開設に向け、町内法人と協議検討し、サービス量の確保に努めます。

#### □ 点字図書給付事業

視覚障がい者(児)への一般図書の紹介を行うなどの支援を行い、必要なサービス量を 確保します。

#### □ 身体障害者用自動車改造費助成事業

障がい者の自立生活支援と社会参加、就労支援には、自動車改造による移動手段の 確保は必要であるため、対象者への制度の周知徹底を図ります。

#### □ 移送サービス事業

新冠町社会福祉協議会との連携により障がい者の移動手段を確保することで、通院、 療育など利用しやすい環境を整備し、マネジメント時にサービスの利用を促すことで サービス量の確保に努めます。

#### □ 重度身体障害者入浴送迎事業

実施団体である社会福祉法ふくろう会と連携し、サービス提供体制の維持継続が図られるよう支援して行きます。

# 【資料編】

- ・ 障がい者アンケート
- 障がい児アンケート 実施結果

## 平成29年度障がい者アンケート調査集計資料

#### 1. 調査の目的

障害者総合支援法(平成17年法律第123号)に基づき、市町村は障害福祉計画を 定めることを義務付けられており、必要な障害福祉サービスや相談支援並びに地域生活 支援事業などが計画的に提供されるよう数値目標やサービス量を見込み、より実効性の ある障害福祉計画を定めるため、基礎的な資料とすることを目的に調査を実施したもの。

#### 2. アンケート回収結果

・対 象 者 町内在住、町外施設等利用者で障害福祉サービス利用者及び

障害手帳所持者の65歳未満 対象者150人

・調査期間 平成29年8月1日~8月20日

・調 査 方 法 郵送配布・郵送回収(町関係機関に回収ボックスも設置)

•回答率 60.7% (回答者91人)

•回答者区分 身体障害者手帳所持者 40人

療育手帳所持者 53人

精神保健福祉手帳 9人

サービス利用者(手帳なし) 0人

合 計 102人

※重複障がい者を含むため回答者と回答区分の合計に差異が生じます。

#### 3. アンケート結果について

#### (1) 住まい暮らしについて

アンケートから、家族と暮らしている方が約4割と多い状況が見られます。また、 知的障がい者の方の約4割がグループホームで暮らしています。

将来の暮らし方について、「福祉施設に入所している方」「入院している方」でグループホーム利用を希望する方が6名おりますが、福祉施設へ入所している障がい者、入院中の障がい者の地域生活への移行が推進されている中、今後グループホームの利用者、希望者が増加することが予想されるため、関係機関と連携し居住を支援する体制を整備する必要があります。

#### (2) 日中活動や就労について

#### ①日中活動について

アンケートから、「毎日、または週に数回外出する方」が約8割を占めており、買い物・通勤・通学・医療機関への受診を目的としている方が多く見られます。一方で、 グループ活動に参加するなど社会活動への参加目的での外出割合は少なく、障がい者 に対する地域の理解や障がい者も参加しやすい配慮等が必要となります。 外出する時の困りごとでは「公共交通機関が少ないこと」や、「道路・駅・建物・公共施設・公共交通機関等に階段や段差が多いこと」が挙げられており、ハード面でのバリアフリー化が求められています。

また、「困った時にどうすればいいのか心配」との回答も多く、障がい者への地域の理解や社会参加を促進するために質の高い支援が必要となります。

#### ②就労について

アンケートから、「会社勤めや自営業で収入を得て仕事をしている方」が約2割となっており、「障害者福祉施設や作業所へ通い就労支援等のサービスを受けている方」が約3割となっています。また「収入を得る仕事をしたい」と考えている者も約5割と多く、職場の障がい者への理解や職場での介助・援助が受けられる等の環境整備が必要となります。

障がい者の障害特性に応じた就労支援などの整備を進めるとともに、職親会を通じ 事業者と連携を図り障害者雇用を推進していきます。

#### ③福祉サービスについて

アンケートから、「今後利用したいサービス」で最も多かったのが「相談支援」となっており、障害福祉サービスを利用する場合に相談支援(サービス等利用計画)を受けることが義務付けられていることから、相談支援事業所の個々のケース相談にきめ細かく対応する専門的知識と障害特性に応じた支援内容の充実が求められています。また、障害福祉サービスについて福祉関係機関との連携を強化し、支援内容の充実、処遇向上に努めます。

次に回答が多かった共同生活援助(グループホーム)は、(1)住まい暮らしでも 希望者がいた通り、地域生活への移行が促進されている事もあり今後利用者、希望者 が増加することが予想され、関係機関と連携し居住を支援する体制整備を進めます。

#### (3) 相談相手について

アンケートから、悩みや困ったことなどの相談相手に、「家族や親せき、友人・知人」など身近で信頼できる人を選んでいる方が多く、「施設の指導員、ホームヘルパーなど」福祉サービス事業所の人や、「かかりつけの医師、看護師」を選択しているのも、接する機会が多く専門的で信頼できることが要因の一つと考えられます。

障がいのことや、福祉サービスなどの情報を「施設の指導員」から知ることが最も多く、続いて「本や新聞・テレビ・インターネット等」から情報を知ると回答している方が約3割となります。障がい者への福祉サービスや各種制度、相談窓口について広報、町政事務委託文書、町ホームページ等に掲載することで広く周知でき、障がい者が相談しやすい環境の構築に努めます。

#### (4)権利擁護について

アンケートから、「差別や嫌な思いをすることがある・少しある」が全体の約35% を占めており、嫌な思いをする場所については「学校・仕事場・外出先・住んでいる 地域」でそのような思いをするが約70%となっています。

成年後見制度の利用については「今すぐに利用したい」、「将来的に利用を考えている」との回答も若干見られたものの、「制度内容がわからない」が55%と最も多い 状況であり、制度内容について広く周知する必要があります。

#### (5) 災害時の避難等について

災害時に「一人で避難できない」「一人で避難できるかわからない」が全体の約44%となり、災害時の避難誘導、介助等が必要となっています。また、「近所に助けてくれる人がいる」との回答もありますが、「助けてくれる人がいない、もしくはわからない」との回答が全体の72%と多い状況であり、近年多発する自然災害により、地域における防災体制の改善が課題となります。

地域における防災体制は見直しが実施されておりますが、その中でも障がい者の 救助・避難は重要な課題のひとつとなっております。また、災害時に困ることとして 挙げられている、「安全なところまで、迅速に避難できない」「避難場所の設備(トイ レ等)や生活環境が不安」など避難行動や避難先での生活設備の不便さを不安に思う 方も多くいる為、障がい者の安全安心を確保できるよう町担当部署と連携を図り避難 体制の構築に努めます。

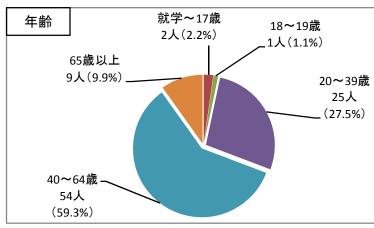
# アンケート調査結果集計表

# 性別・年齢・家族などについて

**閏1 あたたの年齢をむ答う/ださい** 

<u>同しめ</u> ん	<u>ょにの午断をよ</u>	合んください		
	1. 0歳~ 未就学	2. 就学~ 17歳	3. 18歳 <b>~</b> 19歳	4. 20歳 <b>~</b> 39歳
男	0	2	1	14
女	0	0	0	11
合計	0	2	1	25
	5. 40歳~ 64歳	6. 65歳以上	合計	
男	35	3	55	
女	19	6	36	
合計	54	9	91	

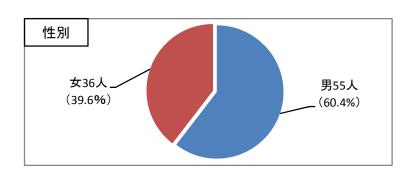
- ■年齢別では40~64歳までが一番多く59.3%となっている。
- ■20~39歳も多く27.5%となり、65歳以上は9.9%となっている。



# 問っ あかたの性別をお答えください

$\square \subseteq \Omega \cap \Omega \cap \square \subseteq \Omega \cap \square \subseteq \square$						
1 男	2.女	合計				
1. 71	-: ^	п				
55	36	91				
00	00	01				

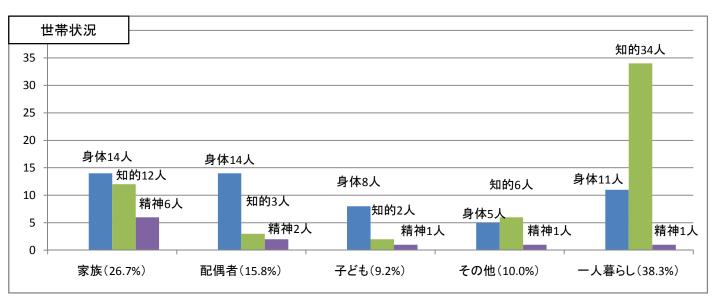
■性別では男性60.4%、女性39.6%となっている。



#### 問3 現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか

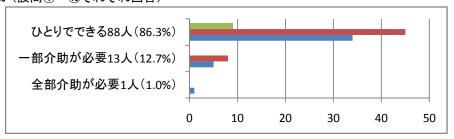
THIS SUPERCONCE THE PERCONCE ONCE AND A					
	1. 父母·祖 父母·兄弟	2. 配偶者 (夫又は妻)	3. 子ども	4. その他	5. いない (一人暮らし)
身体	14	14	8	5	11
知的	12	3	2	6	34
精神	6	2	1	1	1

- (※グループホーム、福祉施設等を利用している方は「5.」とする。)
- ■単身の方が一番多く全体の38.3%となっており、複数世帯(家族、配偶者、子ども、その他)で61.7%となっている。
- ■複数世帯では「家族」との同居が一番多く、26.7%となっており、「配偶者」との同居も15.8%となっている。
- ■障害別では「一人暮らし」では知的障害者が多くとなっているが、グループホームも含まれている為多くなっていると思われる。



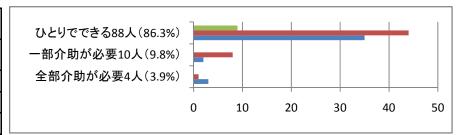
#### 問4 日常生活で、次のことをどのようにしていますか(設問①~⑩それぞれ回答)

①食事					
	ひとりでできる	一部介助が 必要	全部介助が 必要		
身体	34	5	1		
知的	45	8	0		
精神	9	0	0		



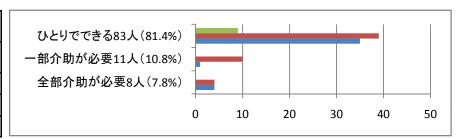
■食事について「ひとりでできる」が86.3%となっており、「全部介助」は1%となっている。

②トイレ					
	ひとりでできる	一部介助が 必要	全部介助が 必要		
身体	35	2	3		
知的	44	8	1		
精神	9	0	0		



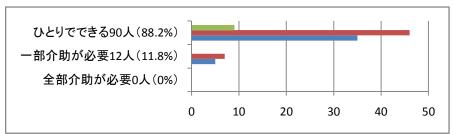
■トイレについて「ひとりでできる」が86.3%となっており、「全部介助」は3.9%となっている。

③入浴						
	ひとりでできる	一部介助が 必要	全部介助が 必要			
身体	35	1	4			
知的	39	10	4			
精神	9	0	0			



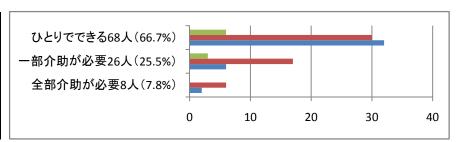
■入浴について「ひとりでできる」が81.4%となっており、「全部介助」は7.8%となっている。

④衣服の着脱					
ひとりでできる 一部介助が 全部介助が 必要 必要					
身体	35	5	0		
知的	46	7	0		
精神	9	0	0		



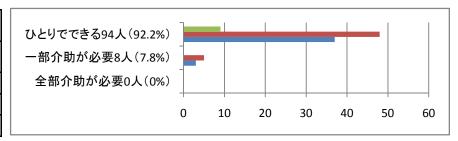
■衣服の着脱について「ひとりでできる」が88.2%となっており、「全部介助」は0%となっている。

⑤身だしなみ					
	ひとりでできる	一部介助が 必要	全部介助が 必要		
身体	32	6	2		
知的	30	17	6		
精神	6	3	0		



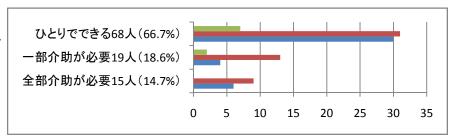
■身だしなみについて「ひとりでできる」が66.7%となっており、「全部介助」はで7.8%となっている。

⑥家の中の移動					
	ひとりでできる 一部介助が 全部介助が 必要 必要				
身体	37	3	0		
知的	48	5	0		
精神	9	0	0		



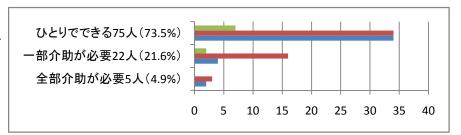
■家の中の移動について「ひとりでできる」が92.2%となっており、「全部介助」は0%となっている。

	⑦外出			
	ひとりでできる	一部介助が 必要	全部介助が 必要	
身体	30	4	6	
知的	31	13	9	
精神	7	2	0	



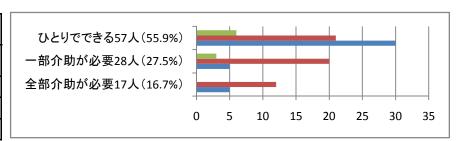
■外出について「ひとりでできる」が66.7%となっており、「全部介助」は14.7%となっている。

	⑧家族以外の人との意思疎通				
	ひとりでできる	一部介助が 必要	全部介助が 必要		
身体	34	4	2		
知的	34	16	3		
精神	7	2	0		



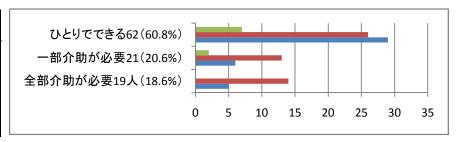
■家族以外の人との意思疎通について「ひとりでできる」が73.5%となっており、「全部介助」は4.9%となっている。

	⑨お金の管理				
	ひとりでできる	一部介助が 必要	全部介助が 必要		
身体	30	5	5		
知的	21	20	12		
精神	6	3	0		



■お金の管理について「ひとりでできる」が55.9%となっており、「全部介助」は16.7%となっている。

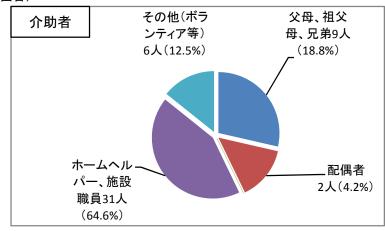
	⑩薬の管理				
	ひとりでできる	一部介助が 必要	全部介助が 必要		
身体	29	6	5		
知的	26	13	14		
精神	7	2	0		



■薬の管理について「ひとりでできる」が60.8%となっており、「全部介助」は18.6%となっている。

問5 あなたを介助してくれる人は方は主に誰ですか (複数回答)

יכט יינו		74007719771	<u>от гене с у л</u>
	1. 父母·祖 父母·兄弟	2. 配偶者 (夫又は妻)	3. 子ども
身体	4	2	0
知的	4	0	0
精神	1	0	0
	4. ホームへ ルパーや 施設職員	5. その他の 人(ボラン ティア等)	
身体	6	2	
知的	23	4	
精神	2	0	



- ■介助する方は「ホームヘルパー、施設職員」で64.6%となっており、次に「父母、祖父母、兄弟」で18.8%となっている。
- ■福祉サービスや施設職員、ボランティア等家族以外の介助者が全体の77.1%と多くなっている。

<u>問6 あなたを介助してくれる家族で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康状態をお答えください(設問①~③そえぞれに回答)</u>

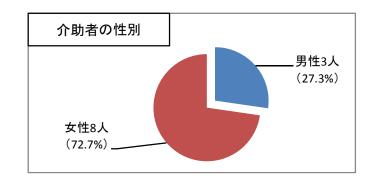
回し めなにとり 切していじるが 次て、行に中心とな							
	①年齢						
	1. 0歳~ 未就学	2. 就学~ 17歳	3. 18歳~ 19歳				
男性	0	0	0				
女性	0	0	0				
	4. 20歳~ 39歳	5. 40歳~ 64歳	65歳以上				
男性	0	3	3				
女性	0	3	2				

■家族で介護を行っている年齢では「40~64歳」で54.5%、「65歳以上」で45.5%となっている。

1生.	別、健康状態をお各えくだ。 介助者の年齢	い(設向リーの)それぞれに回答)
	65歳以上 5人 (45.5%)	40~64歳 6人 (54.5%)

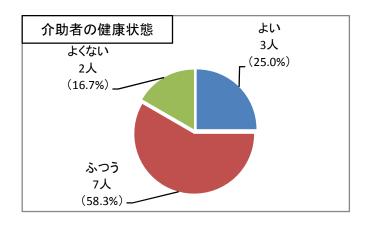
②性別						
	1. 男	2. 女				
男性	2	4				
女性	1	4				

■介助者の性別は女性が72.7%となっており、 続いて男性が27.3%となっている。



③健康状態					
	1. よい	2. ふつう	3. よくない		
男性	3	4	0		
女性	0	3	2		

■介護者の健康状態では「ふつう」が58.3%と多くなっており、 「よい」も25.3%「よくない」が16.7%となっている。

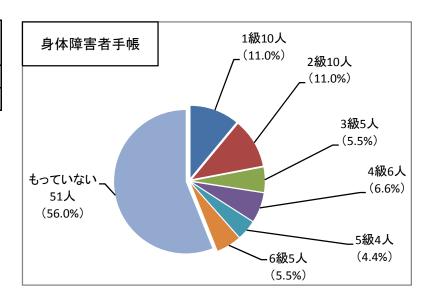


# 2 障害状況について

問7 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか

<u>向/ めなには分体障告有于帳をの持ちじずか</u>							
	1級	2級	3級	4級			
男性	8	9	2	3			
女性	2	1	3	3			
	5級	6級	もっていない				
男性	4	3	26				
女性	0	2	25				

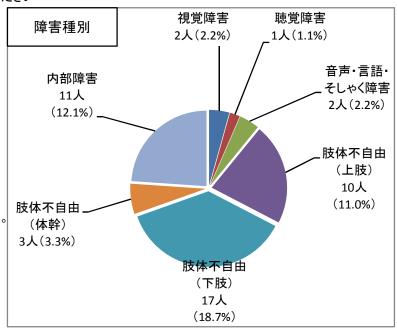
- ■身体障害者手帳を「もっている」が44.0%で、 「もっていない」が56.0%となっている。
- ■身体障害者手帳をもっている中で1級、2級が多く 合わせて22.0%となっている。



問8 身体障害者手帳をお持ちの場合、主たる障害をお答えください

[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]						
	1. 視覚 障害	2. 聴覚 障害	3. 音声・言語・そしゃく 機能障害	4. 肢体不 自由(上 肢)		
男性	1	0	1	8		
女性	1	1	1	2		
	5. 肢体不自由(下肢)	6. 肢体不 自由(体幹)	7. 内部障 害(1~6以 外)			
男性	13	3	8			
女性	4	0	3			

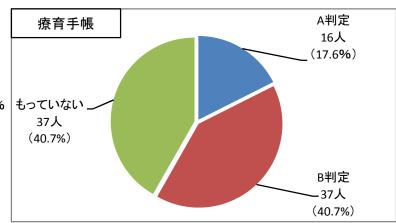
■障害種別では肢体不自由(下肢)で18.7%となり、次に 内部障害で12.1%、肢体不自由(上肢)で11.0%となっている。



問9 あなたは療育手帳をお持ちですか

	1. A判定	2. B判定	3. もって いない
男性	9	22	24
女性	7	15	14

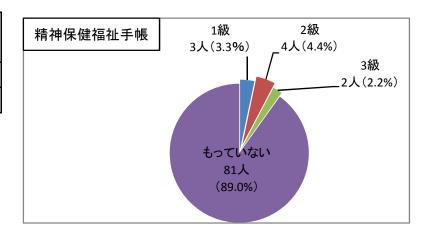
■療育手帳所持者はB判定が一番多く40.7%、A判定で17.6% となっている。



問10 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか

	1級	2級	3級	4. もって いない
男性	1	2	1	51
女性	2	2	1	31

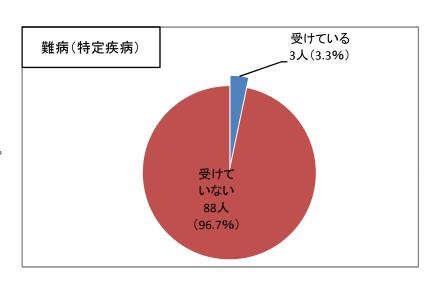
■精神保健福祉手帳所持者では2級が一番多く4.4%、 続いて1級が3.3%、2級が2.2%となっている。



問11 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか

	1. 受けて いる	2. 受けて いない
男性	1	54
女性	2	34

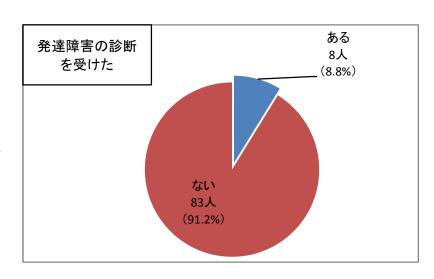
■難病指定に関しては受けている方が3.3%となっている。



問12 あなたは発達障害として診断されたことがありますか

	1. ある	2. ない
男性	6	49
女性	2	34

■発達障害と診断された事のある人は8.8%となっている。



問13 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください

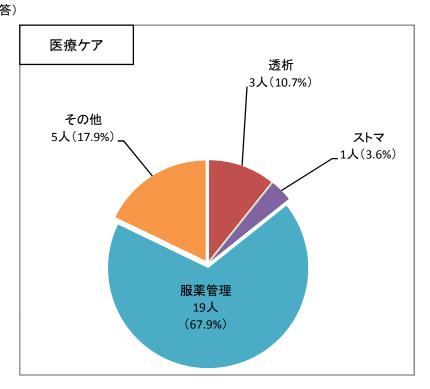
	1. 気管 切開	2. 人工呼 吸器(レスピ レーター)	3. 吸入	4. 吸引	5. 胃ろう・ 腸ろう	6. 鼻腔経 管栄養	7. 中心静 脈栄養 (IVH)	8. 透析	9. カテーテ ル留置
男性	0	0	0	0	0	0	0	2	0
女性	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	10 71 7					_	_		

 10. ストマ (人工肛門・人工膀胱)
 11. 服薬管理
 12. その他 (複数回答)

 男性
 0
 9
 3

 女性
 1
 10
 2

■医療ケアで一番多いのが「服薬管理」で67.9%、 続いて「透析」10.7%、ストマで3.6%となっている。

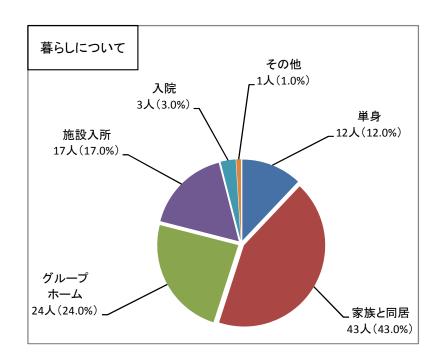


# 3 住まいや暮らしについて

問14 あなたは現在どのように暮らしていますか

יין ניין	70,000		, , , , , , , ,	<u> </u>
	1. 一人で暮らしている	2. 家族と暮らしている	3. グループ ホームで暮ら している	4. 福祉施設 で暮らしてい る
身体	6	23	3	5
知的	6	13	20	11
精神	0	7	1	1
	5. 病院に入 院している	6. その他	無回答	
身体	1	1		
知的	2	0		
精神	0	0	/t	

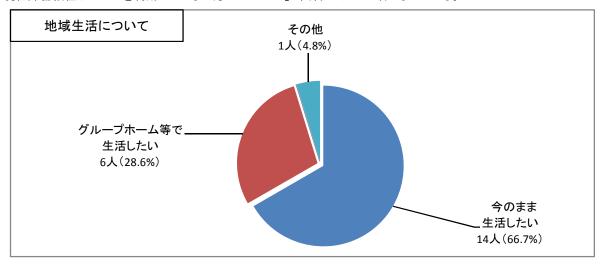
- ■家族との同居が一番多く43.0%、続いてグループホームで24.0%、施設入所で17.0%となっている。
- ■単身も多く12.0%となっている。



問15 将来、地域で生活したいと思いますか(問16で4. 又は5. を選択した方)

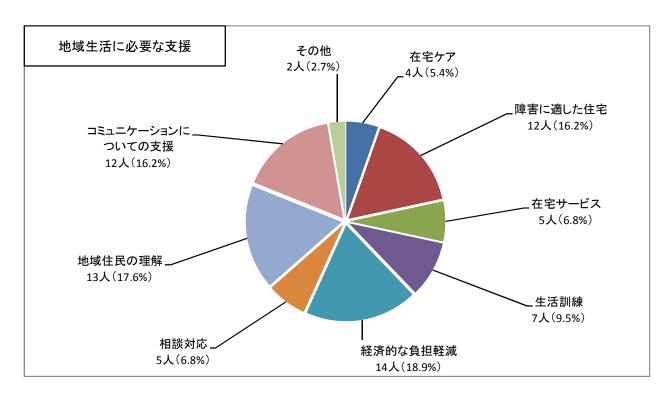
	1. 今のまま 生活したい	2. グループ ホームなどを 利用したい	3. 家族と 一緒に生活し たい	4. 一般の 住宅で一人 暮らしをした い	5. その他
身体	4	1	0	0	0
知的	10	4	0	0	1
精神	0	1	0	0	0

- ■「今のまま生活したい」が一番多く66.7%となっている。
- ■今後「グループホーム等で生活したい」は28.6%となっている。
- ■「共同生活援助」を利用していると回答した30名のなかで「3.4」と回答したのは0名となっている。
- ■「施設入所支援」を利用していると回答した15名の内「2.3.4」と回答したのは2名となっている。
- ■現在障害福祉サービスを利用していない方で「2.3.4」と回答したのは4名となっている。



問16 地域	16 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。							(複数回答)	
	1. 在宅で 医療ケアなど が適切に得ら れる	2. 障害者に 適した住居の 確保	3。必要な在 宅サービスが適 切に利用でき る		5. 経済的な 負担の軽減	6. 相談対応 等の充実	7. 地域住民 等の理解	8. コミュニ ケーションに ついての支援	9. その他
身体	2	5	4	2	4	1	3	2	0
知的	2	6	1	4	9	4	9	9	2
精神	0	1	0	1	1	0	1	1	0

- ■地域で生活するために必要な支援について、「経済的な負担の軽減」が18.9%となっており、次に「地域住民の理解」が17.6% 「コミュニケーションの支援」が16.2%となっている。 ■「在宅ケア」「在宅サービス」「生活訓練」「相談対応」などの福祉サービス系の支援が必要との回答も合わせて28.5%となっている。

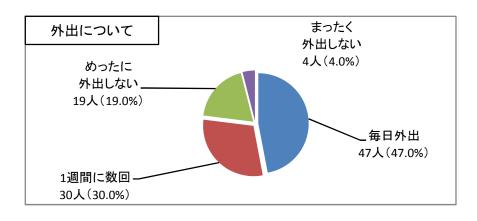


### 4. 日中活動や就労についてお聞きします。

問17 あなたは、1週間にどの程度外出しますか

	1. 毎日外 出する	2.1週間 に数回外 出する	3. めった に外出しな い	4. まったく 外出しない
身体	17	11	9	2
知的	25	15	10	2
精神	5	4	0	0

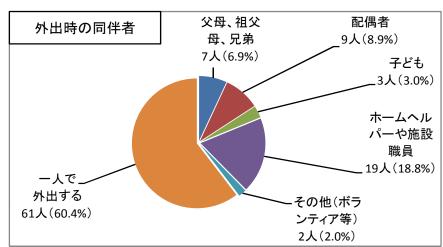
- ■外出について「毎日外出」が48.5%と一番多く 次に「1週間に数回」が28.9%となっている。
- ■「まったく外出しない」も4.1%となっている。



問18 あなたが外出する際、主な同伴者は誰ですか

ן טוניון	J.61=13 71	<u>田 7 の(かく</u>	<u> 工,                                   </u>	<u> </u>
	1. 父母·祖 父母·兄弟	2. 配偶者 (夫又は 妻)	3. 子ども	4. ホーム ヘルパーや 施設職員
身体	4	7	1	5
知的	3	1	2	13
精神	0	1	0	1
	5. その他 の人(ボラン ティア等)	6. 一人で 外出する		
身体	0	22		
知的	2	32		
精神	0	7		
	<del> </del>	·	7 / 00 / 10/	1.42

■「一人で外出する」が一番多く60.4%となっており、 続いて「ホームヘルパーや施設職員」が18.8%と なっている。

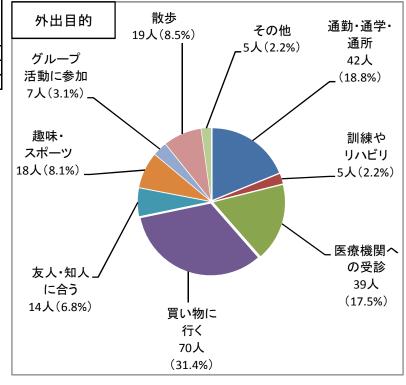


問19 どのような目的で外出することが多いですか

1-1	- 47 0 7 0 6	1 1 7 7 H	7 9 13	<i></i>	
	1. 通勤•通 学•通所	2. 訓練や リハビリ	3. 医療機 関への 受診	4. 買い物 に行く	5. 友人・知 人に会う
身体	13	1	20	23	8
知的	25	2	16	44	5
精神	4	2	3	7	1
	6. 趣味やス ポーツをす る	7. グルー プ活動に参 加する	8. 散歩に 行く	9. その他	
身体	6	1	2	4	
知的	9	6	16	1	
精神	3	0	1	0	

- ■「買い物に行く」が一番多く33.2%となっている。
- ■「通勤・通学・通所」が次に多く19.9%となり、 次に「医療機関への受診」が18.5%となっている。

#### (複数回答)

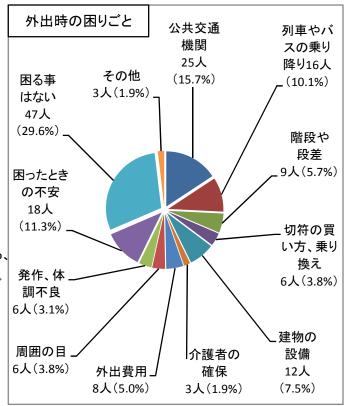


#### 問20 外出する時に困る事はなんですか

#### (複数回答)

	1. 公共交 通機関が少 ない(ない)	2. 列車や バスの乗り 降りが困難	3. 道路や 駅に階段 や段差が 多い	4. 切符の 買い方や乗 換えの方法 がわからな い		6. 介護者 が確保でき ない
身体	7	7	6	2	5	0
知的	15	8	3	4	7	2
精神	3	1	0	0	0	1
	7. 外出にお 金がかかる	8. 周囲の 目が気にな る	9. 発作な ど突然の身 体の変化 が心配	10. 困った 時にどうす ればいいの か心配	11. 困る事 はない	12. その他
身体	2	2	2	5	23	1
知的	6	3	4	12	19	2
精神	0	1	0	1	5	0

- ■外出時の困りごとで一番多いのが「公共交通機関が少ない」で15.7%、 次に「困った時にどうすればいいかが心配」で11.3%となっている。
- ■「道路や駅に段差や階段が多い」「外出先の建物の設備が不便」など バリアフリーに関する事も合わせて13.2%となっている。
- ■介護者の確保も1.9%となっている。



#### 問21 平日の日中を主にどのように過ごしているか

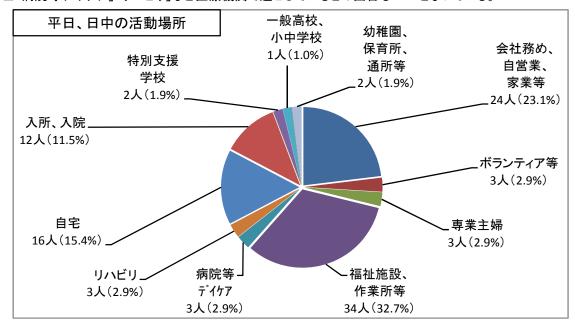
<u>IE</u>	1] 🗸 📗 🦳	<u> </u>	アフトロー	クみ ハー胆	<u> </u>	/J·						
		1. 会社勤 めや、家は 業、で で せて している	2. ボラン ティアなど、 収入を得な い仕事をし ている	3. 専業主婦(主夫)をしている	4. 福祉施 設、作業所 等いる(就 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	5. 病院など のデイケア に通ってい る	6. リハビリ テーション を受けてい る	7. 日七じ	ている施	9. 大学、専 門学校、職 業訓練校な どに通って いる。	10. 特別 支援学校 (小中高チ 部)に通っ ている	11. 一般 の高校、 小中学校 に通ってい る
	身体	14	0	3	3	2	2	11	5	0	0	1
	知的	9	2	0	29	1	0	2	7	0	1	1
	精神	1	1	0	2	0	1	3	0	0	1	0
		■「福祉施設、作業所等に通っている」が一番多く32.7%、 次に「会社務め・自営業・家業等」で23.1%となっている。										

園、保育 所、障害児 13. その他 通園施設な

どにかよっ ている 身体 0 知的 0

精神

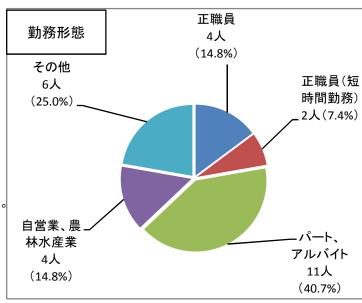
- ■「自宅」との回答も15.4%となっている。
- ■「病院等デイケア」「リハビリ」など医療機関で過ごしているとの回答も5.8%となっている。



問22 どのような勤務形態で働いていますか

1-1	_ ++ 0 + 2 0 + 2				
	1. 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない		3. パート・ アルバイト 等の非常 勤職員、派 遣職員	4. 自営 業、農林水 産業	5. その他
身体	3	0	2	4	5
知的	1	1	8	0	1
精神	0	1	1	0	0

- ■「パート・アルバイト」が一番多く40.7%となっている。
- ■「正職員」「自営業・農林水産業」もともに多く、14.8%となっている。

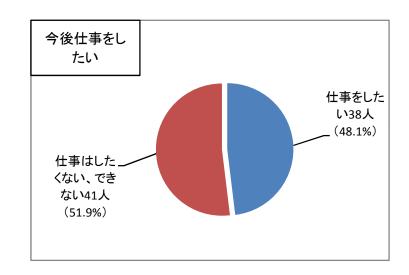


問23 あなたは今後収入を得る仕事をしたいと思いますか

	1. 仕事をし たい	2. 仕事は したくない、 できない
身体	7	20
知的	27	16
精神	4	5

■「仕事をしたい」が46.1%、

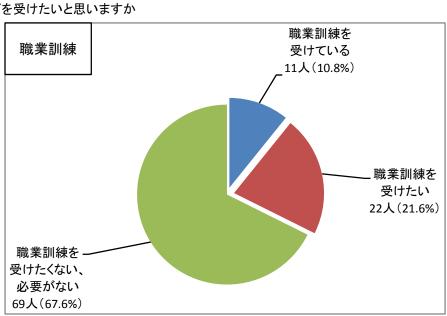
「仕事はしたくない、できない」が53.9%となっている。



問24 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか

	1. すでに職 業訓練を受 けている	2. 職業訓 練を受けた い	3. 職業訓 練を受けた くない、受 ける必要が ない
身体	1	9	30
知的	9	10	34
精神	1	3	5

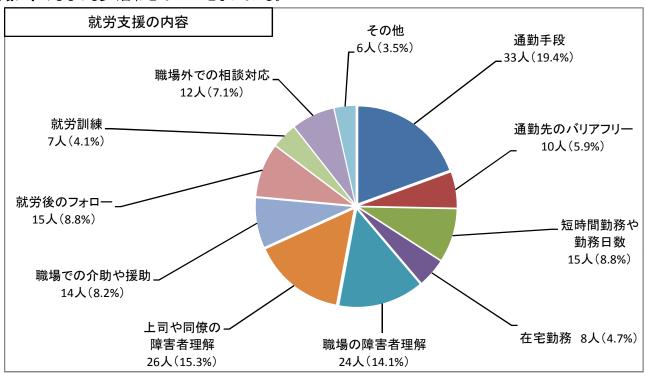
- ■「職業訓練を受けたくない、受ける必要がない」が 一番多く67.6%となっている。
- ■「職業訓練を受けたい」が21.6%となっている。

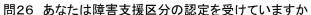


問25 障害者の就労支援としてどのようなことが必要だと思いますか(複数回答可)

	1. 通勤手 段の確保	2. 勤務場 所における バリアフ リー等の配 慮	3. 短時間 勤務や勤 務日数傷 の配慮	4. 在宅勤 務の拡充	5. 職場の 障害者理解	6. 職場の 上司や同僚に障害の 理解があること	介助や援 助等が受	8. 就労後 のフォロー など援機関 の連携	9. 企業 ニーズに 合った就労 訓練	10. 仕事 についての 職場外で の相談 応、支援	11. その 他
身体	11	5	8	5	7	8	3	3	2	3	1
知的	17	4	6	2	15	15	10	10	4	9	5
精神	5	1	1	1	2	3	1	2	1	0	0

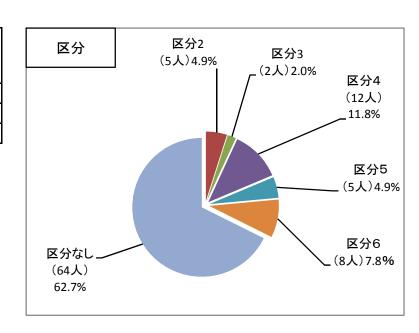
- ■「通勤手段の確保」が一番多く19.4%となっている。
- ■「短時間勤務や勤務日数」「職場の障害者理解」「職場の上司や同僚に障害の理解がある」「職場での介助や援助」等職場に求めるものも多く合わせて46.4%となっている。





1-1-0	ノいっこう	<u> </u>			0 7 7 70
	1. 区分1	2. 区分2	3. 区分3	4. 区分4	5. 区分5
身体	0	1	0	2	1
知的	0	4	2	9	4
精神	0	0	0	1	0
	6. 区分6	7. 受けて いない			
身体	3	33			
知的	6	28			
精神	0	8			

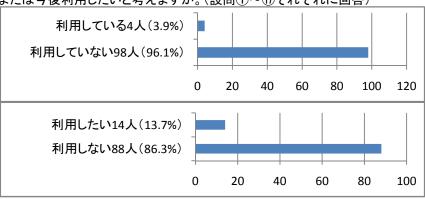
- ■「区分4」が一番多く11.8%となっている。
- ■区分を「受けていない」は62.7%となっている。



問27 あなたは、次のサービスを利用していますか、または今後利用したいと考えますか。(設問①~⑪それぞれに回答)

①居宅介護								
	現在利用	している	今後利用したいか					
	利用してい 利用して おない		利用したい	利用しない				
身体	1	39	6	34				
知的	3	50	8	45				
精神	0	9	0	9				
合計	4	98	14	88				

- ■居宅介護について「利用している」が3.9%
- ■今後について「利用したい」が13.7%となっている。



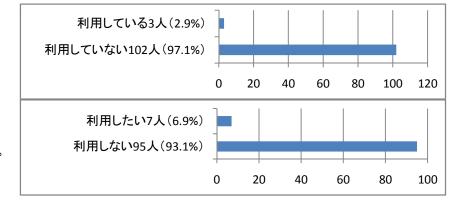
②重度訪問介護					
	現在利用している		今後利用したいか		
	利用してい 利用して		利用した	利用しな	
	る	いない	L١	(1	
身体	1	39	4	36	
知的	0	53	3	50	
精神	0	9	0	9	
合計	1	101	7	95	

- ■重度訪問介護について「利用している」が1.0%
- ■今後について「利用したい」が6.9%となっている。

利用している1人(1.0%) 利用していない101人(99.0%)							
	0	20	40	60	80	100	120
利用したい7人(6.9%)	-						
利用しない95人(93.1%)	0	20	40	6	0	80	100

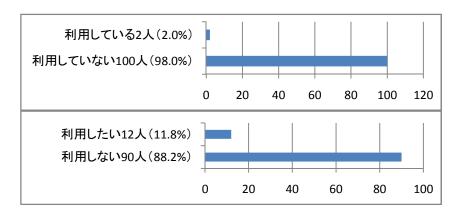
③同行援護					
	現在利用している		今後利用したいか		
	利用してい る	利用して いない	利用したい	利用しない	
身体	0	40	4	36	
知的	3	53	3	50	
精神	0	9	0	9	
合計	3	102	7	95	

- ■同行援護について「利用している」2.9%
- ■今後について「利用したい」が6.9%となっている。



④行動援護					
	現在利用している		今後利用したいか		
	利用してい	利用して	利用した		
	る	いない	い	い	
身体	1	39	5	35	
知的	1	52	7	46	
精神	0	9	0	9	
合計	2	100	12	90	

- ■行動援護について「利用している」が2.0%
- ■今後について「利用したい」が11.8%となっている。



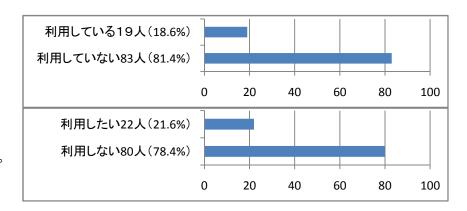
⑤重度障害者等包括支援					
	現在利用している		今後利用したいか		
			利用した	利用しな	
	る	いない	い	い	
身体	0	40	2	38	
知的	0	53	2	51	
精神	0	9	0	9	
合計	0	102	4	98	
	ᅉᆓᆇᄼᅜ	ナーボーー	\ [ Til [ [ ]	1 71 7 11	

- ■重度障害者包括支援について「利用している」は0%
- ■今後について「利用したい」は3.9%となっている。

利用していない102人(100%)						
0	20	40	60	80	100	120
利用したい4人(3.9%) 利用しない98人(96.1%)						
0	20	40	60	80	100	120

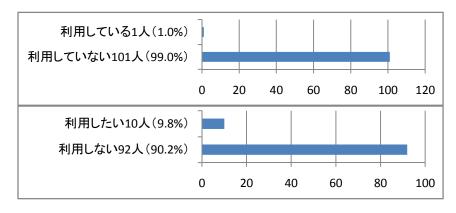
⑥生活介護					
現在利用している		今後利用したいか			
してい		利用した	利用しな		
る	いない	い	い		
6	34	8	32		
13	40	14	39		
0	9	0	9		
19	83	22	80		
	している 6 13 0	してい 利用して いない 6 34 13 40 0 9	ILTI   利用して   利用した		

- ■生活介護について「利用している」が18.6%
- ■今後について「利用したい」が21.6%となっている。

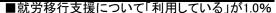


⑦自立訓練(機能訓練、生活訓練)				
	現在利用している		今後利用したいか	
	利用してい 利用して		利用した	利用しな
	る	いない	い	い
身体	0	40	3	37
知的	1	52	6	47
精神	0	9	1	8
合計	1	101	10	92

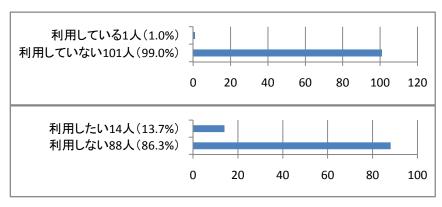
- ■自立訓練について「利用している」が1.0%
- ■今後について「利用したい」が9.8%となっている。



⑧就労移行支援					
	現在利用している		今後利用したいか		
	利用してい		利用した	利用しな	
	る	いない	い	い	
身体	0	40	2	38	
知的	1	52	10	43	
精神	0	9	2	7	
合計	1	101	14	88	



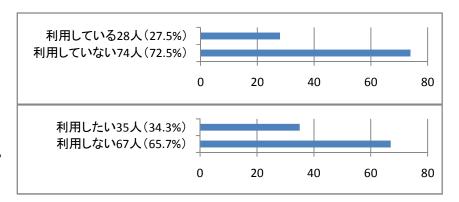
■今後について「利用したい」が13.7.%となっている。



⑨就労継続支援(A型、B型)					
	現在利用している		今後利用したいか		
	利用してい る	利用して いない	利用したい	利用しない	
身体	4	36	7	33	
知的	22	31	25	28	
精神	2	7	3	6	
合計	28	74	35	67	

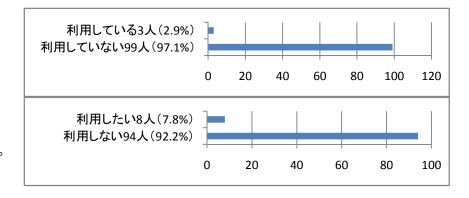
■就労継続支援について「利用している」が27.5%

■今後について「利用したい」が34.3%となっている。



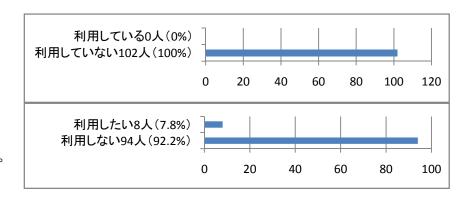
⑩療養介護					
	現在利用している		今後利用したいか		
	利用してい		利用した	利用しな	
	る	いない	い	い	
身体	2	38	4	36	
知的	1	52	4	49	
精神	0	9	0	9	
合計	3	99	8	94	
<b>一</b>	人 =# / a	- Tulmi	ー・・フ・レジ	0.00/	

- ■療養介護について「利用している」が2.9%
- ■今後について「利用したい」が7.8%となっている。



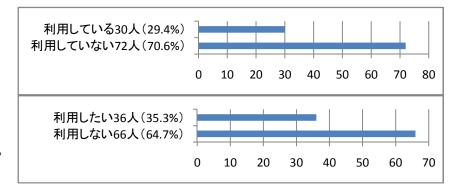
⑪短期入所(ショートステイ)					
	現在利用している		今後利用したいか		
	利用してい 利用して		利用した	利用しな	
	る	いない	い	い	
身体	0	40	2	38	
知的	0	53	4	49	
精神	0	9	2	7	
合計	0	102	8	94	

- ■短期入所について「利用している」が0%
- ■今後について「利用したい」が7.8%となっている。



⑫共同生活援助							
	現在利用	している	今後利用したいか				
	利用してい		利用した	利用しな			
	る	いない	い	い			
身体	3	37	6	34			
知的	26	27	28	25			
精神	1	8	2	7			
合計	30	72	36	66			

- ■共同生活援助について「利用している」が29.4%
- ■今後について「利用したい」が35.3%となっている。



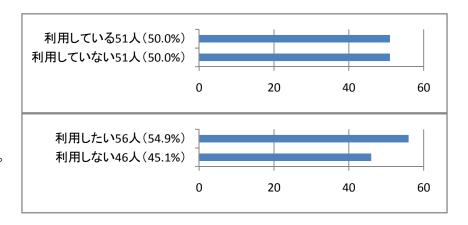
③施設支援入所							
	現在利用	している	今後利用したいか				
	利用してい		利用した	利用しな			
	る	いない	い	い			
身体	4	36	6	34			
知的	10	43	13	40			
精神	1	8	1	8			
合計	15	87	20	82			

- ■施設入所支援について「利用している」が14.7%
- ■今後について「利用したい」が19.6%となっている。

利用している15人(14.7%) 利用していない87人(85.3%)						
	0	20	40	60	80	100
利用したい20人(19.6%) 利用しない82人(80.4%)						
	0	20	40	60	80	100

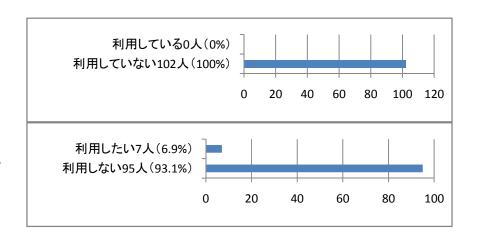
⑭相談支援							
	現在利用	している	今後利用したいか				
	利用してい	利用して	利用した	利用しな			
	る	いない	い	い			
身体	11	29	14	26			
知的	38	15	39	15			
精神	2	7	3	6			
合計	51	51	56	47			

- ■相談支援について「利用している」が50.0%
- ■今後について「利用したい」が54.9%となっている。



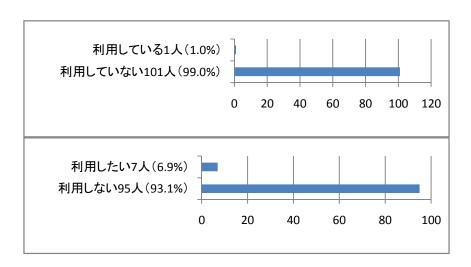
⑤地域移行支援							
	現在利用	している	今後利用したいか				
	利用してい	利用して	利用した	利用しな			
	る	いない	い	い			
身体	0	40	3	37			
知的	0	53	4	49			
精神	0	9	0	9			
合計	0	102	7	95			

- ■地域移行支援について「利用している」が0%
- ■今後について「利用したい」が6.9%となっている。



	⑥地域定着支援							
	現在利用	している	今後利用したいか					
	利用してい		利用した	利用しな				
	る	いない	い	い				
身体	0	40	3	37				
知的	1	52	4	49				
精神	0	9	0	9				
合計	1	101	7	95				

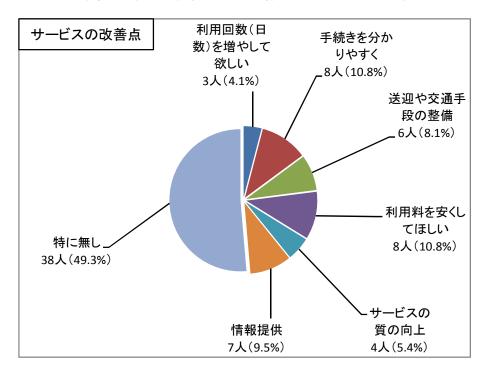
- ■地域定着支援について「利用している」が1.0%
- ■今後について「利用したい」が6.9%となっている。



問28 現在利用しているサービスについて改善してほしいと思うことはありますか(問29で現在サービスを利用している方)

	数と相でし	手続きをわ	飞又远于	ス利用料を 安くしてほ	5. サービス の質をよくし てほしい	6. サービ スについて の情報提 供を増やし てほしい	7. 特にな い	8. その他	(複数回答)
身体	0	1	0	2	1	1	14	0	
知的	2	7	5	6	3	4	23	0	
精神	1	0	1	0	0	2	1	0	

- ■利用中サービスの改善について「利用料を安くしてほしい」「利用手続きを簡単にしてほしい」が一番多くともに10.8%となっている。 ■「サービスについての情報提供を増やしてほしい」も9.5%と多くなっている
- ■現在利用しているサービスに対し改善して欲しいと回答した方が全体で、49.3%となっている。

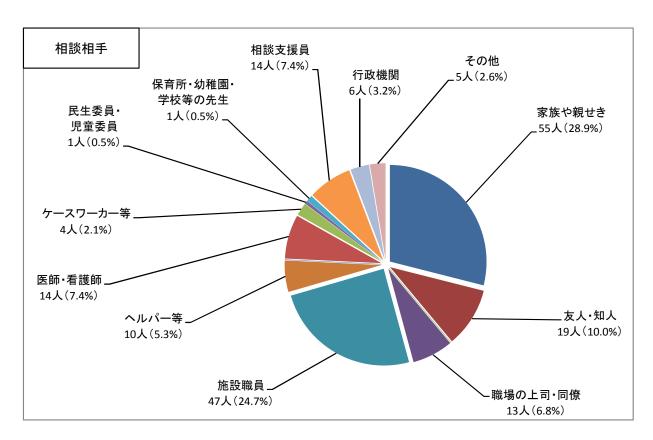


### 5 相談相手についてお聞きします

問29 あなたは普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか (複数回答) 6. ホームヘル ペーなどサービス 事業所の人 4. 職場の上司や 5. 施設の指導員 7. 障害者団体や 1. 家族や親せき 2. 友人•知人 3. 近所の人 同僚 など 家族会 身体 29 13 10 0

知的	19	5	0	9	34	8	0
精神	7	1	0	2	3	0	0
	8. かかりつけの 医師や看護師	9. 病院のケース ワーカー(相談員) や介護保険のケ アマネージャー		11. 通園施設や 保育所、幼稚園、 学校の先生	12. 相談支援事 業所などの民間の 相談窓口	13. 行政機関の 相談窓口	14. その他
身体	10	2	0	1	2	4	2
知的	3	2	1	1	10	1	2
精神	1	0	0	0	2	1	1
■相談相:	手について[家‡	左・钼サキ」が一:	<b>番 多く28 5%とた</b>	こっており 続い	て「施設の指道員	員 笶 ェで25 106レ	かっている

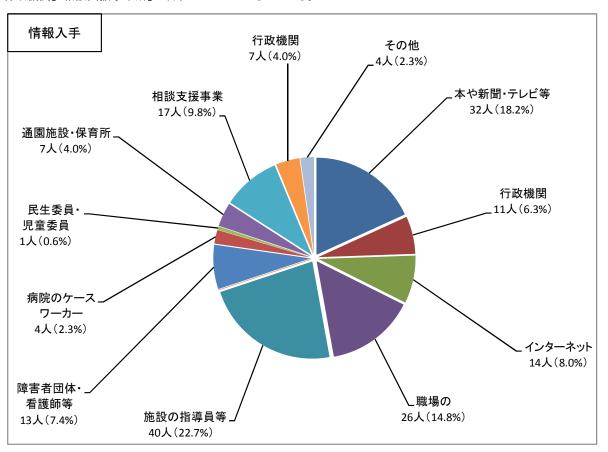
■相談相手について「家族・親せき」が一番多く28.5%となっており、続いて「施設の指導員等」で25.1%となっている。



問30 障	問30 障害のことや福祉サービスなどに関する情報をどこから知ることが多いですか (複数回答)								
	1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビ やラジオのニュース	2. 行政機関の広 報誌	3. インターネット	4. 職場の上司や 同僚	5. 施設の指導員 など	6. ホームヘル パーなどサービス 事業所の人	7. 障害者団体や 看護師	8. 病院のケース ワーカー(相談員) や介護保険のケ アマネージャー	
身体	18	7	8	14	8	0	11	2	
知的	11	2	4	7	30	0	1	2	
精神	3	2	2	5	2	0	1	0	
	9. 民生委員·児 童委員	10. 通園施設や 保育所、幼稚園、 学校の先生	11. 相談支援事 業所などの民間の 相談窓口	12. 行政機関の 相談窓口	13. その他				
身体	0	2	1	3	1				
知的	1	3	13	2	3				

■情報入手方法について「施設の指導員など」が一番多く22.7%となっており、 続いて「本や新聞・雑誌の記事・テレビやラジオのニュース」で18.2%となっている。



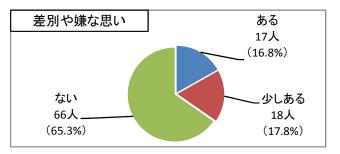


### 6 権利擁護についておききします

問31 あなたは障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか

	1. ある	2. 少しある	3. ない
身体	6	5	28
知的	11	11	31
精神	0	2	7

■差別や嫌な思いをしたことについて「ある」が16.8%、 「少しある」が17.8%となっている

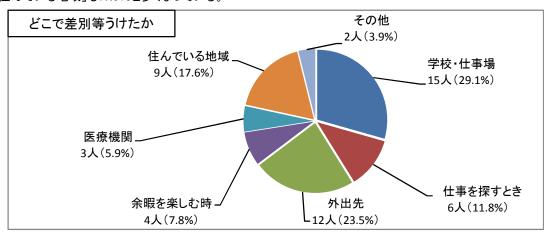


問32 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか (複数回答)

	1. 学校• 仕事場	2. 仕事を探すとき	3. 外出先	4. 余暇を楽 しむとき	5. 病院など の医療機関	6. 住んでい る地域	7. その他
身体	2	3	4	1	1	3	1
知的	12	3	7	2	2	6	1
精神	1	0	1	1	0	0	0

■実際にどのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて「学校・職場」で29.1%、次に「外出先」で23.5%となっている。

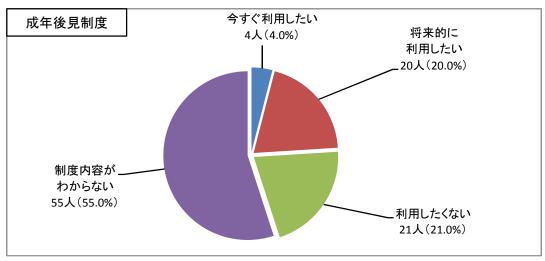
■「住んでいる地域」も17.6%と多くなっている。



問33 成年後見制度の利用についてお聞きします

	1. 今すぐに でも利用 したい	2. 今は必要 ないが、将来 的には 利用したい	3. 利用したく ない	4. 制度内容 がわからない
身体	2	4	13	20
知的	2	14	6	30
精神	0	2	2	5

- ■成年後見制度について「今すぐ利用したい」が4.0%「将来的に利用したい」が20.0%となっている。
- ■「制度内容がわからない」が55.0%となっている。

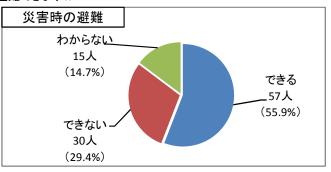


### 7 災害時の避難等について

問34 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか

1210 : 03 00 210 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (						
	1. できる	2. できない	3. わからな い			
身体	23	10	7			
知的	26	19	8			
精神	8	1	0			

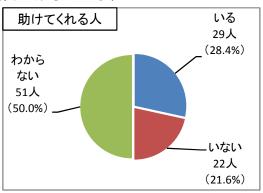
- ■災害時の避難について「出来る」が55.9%、 「できない」が29.4%となっている。
- ■避難できるか「わからない」との回答も14.7% となっている。



問35 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか

	1. いる	2. いない	3. わからな い	無回答
身体	9	8	23	
知的	17	11	25	
精神	3	3	3	

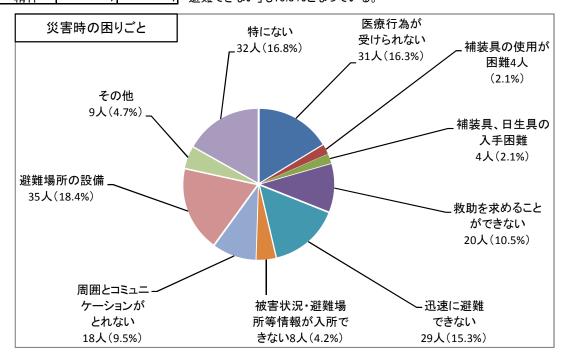
- ■助けてくれる人について「いる」が27.6%となっており、 「いない」と回答した方も21.4%となっている。
- ■助けてくれる人について「わからない」が51.0%となっている。
- ■前問いにて「一人で避難出来ない」と回答した内 「近所に助けてくれる人がいない」との回答が5名となっている。



問36 火事や地震等の災害時に困ることはなんですか

(複数		175.Ε.)
(水安 37V)	ш	1 <del>4</del>

1-,00		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		0 0 7 70			(12.77)	<u> </u>
	1. 投薬や治 療が受けられ ない	2. 補装具の 使用が困難 になる	3. 補装具や 日常生活用 具の入手が できなくなる	4. 救助を求 めることがで きない	に避難するこ	6. 被害状 況、避難場所 などの情報が 入手できない		8. 避難場所 の設備(トイレ 等) や生活環 境が不安
身体	13	2	2	4	13	3	4	14
知的	16	2	2	15	15	5	13	18
精神	2	0	0	1	1	0	1	3
	9. その他	10. 特にない	▶■災害時の困りごとについて「避難場所の設備」と回答したかたが					
身体	1	14	もっとも多く18.4%となっている。					
知的	7	14	■「投薬や	治療が受け	られない」も	16.3%、次に	「安全なとこ	ろまで
精神	1	4	避難できた	ない」も15.39	6となってい	る。		



#### その他(意見・提案等)

・いつも保健師さんには相談をさせていただいて助かってます。道南バスに乗る時、精神の手帳だけ割引がないので、他の障害と同じだといいと思います。車の運転ができないと暮らすのに不便な事はあります。コミュニティバスができたので、大分便利に利用しています。苫小牧に行くのは不便になりました。自分の体調や病気の事を理解してほしい気持ちはありますが、自分でも上手く説明できないことがあり、どのようなサービスや取組があれば良いのかよくわかりません。私自身は偏見を感じることはありませんが、周りの人が少し余裕を持って接してくれるとありがたいと思います。疲れやすかったり、理解力が低かったりして困る事はあります。

- ・自分の体に障害があったとしても、少しは不自由でも不幸ではありません。かわいそうではないのです。心もち一つと言う事です。年齢をかさねて、最終的にはどうするか家族で決まっています。場所だけではなく、心ぐせのめんも決まっています。不幸は事は何一つないのです。
- ・地震があっても親せきが来てくれない。近くに親せきがいるけど最近来てくれない。
- ・就労支援を若いころに利用し仕事をしていたが、まわりの理解が足りなかった。

#### 第5期新冠町障害福祉計画

## アンケート調査

## 《ご記入にあたってのお願い》

- この調査票は、必ずしもお名前を記入する必要はありませんが、よろしければ 氏名 お名前を教えてください。
- 2 自分で記入できない場合には、同居されている方などが代筆(記入)してください。
  - ◆なお、その場合には、ご本人のご意見・ご回答をきいて記入をお願いします。

### 

- 1. 調査対象のご本人 3. 施設・病院の職員
- 2. 家族 (親など) 4. その他 (
- 3 この調査票は、現在の状況でお答えください。
- 4 各設問に対しては、あてはまる項目の番号に〇印をつけてお答えください。 【注意】「1つに〇〇」、「あてはまるものすべてに〇〇」などと指定されてい る資質がありますので、それぞれ指示にしたがってお答えください。
- 答えたくないことは無理にお答えいただかなくてもかまいません。
- $\frac{5}{6}$  調査票は、**平成29年8月20日(日曜日)**までに同封の返信用封筒(切手不要)に  $\lambda$ れて郵送いただくか、 $\hat{r}$ 記に設置した回収ボックスにお入れ下さい。
  - ・新冠町役場(玄関ホール)・レコード館・老人憩の家(中央町・節婦町)
  - ・レコードの湯・ 新冠国保診療所・コミュニティーバス(メロディー号)
- 7 ご常明な点がありましたら、下記まで気軽にお問い合わせください。

### 《簡い合わせ先》

〒059-2492

所:新冠郡新冠町字北星町3番地の2 新冠町役場

は 保健福祉課 保健福祉グループ 福祉係 二本柳 ・ 渡邊 ・ 小林

話:0146-47-2113(電涌)

F A X: 0146-47-2496

e-meil: chouminfukushi@niikappu.jp

## あなた(宛名の方)の性別・年齢・ご家族などについて

問1 あなたの年齢をお答えください。(平成29年8月1日現在)

	Ì
まん	さい
満	歳

### 間2 あなたの性別をお答えください。(Oは1つだけ)

1.	Echelii 男性	2.	じょせい 女性
١.	カロ	∠.	メエ

### 問3 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。 (あてはまるものすべてにO)

- 1. 父母・祖父母・兄弟
- 4. その他(
- 2. 配偶者 ( 夫 または妻)
- 5. いない (一人で暮らしている)

3. 子ども

 $^{c}$  る  $^{c}$   $^{g}$   $^{g$ 

### 

	項 目	ひとりで できる	いちぶかいじょ 一部介助が <sup>ひつよう</sup> 必要	せんぶかいじょ 全部介助が <sup>ひつよう</sup> 必要
1	食事	1	2	3
2	とれた	1	2	3
3	<sup>にゅうよく</sup> 入浴	1	2	3
4	ทล < ระ< fc> 衣服の着脱	1	2	3
5	<sup>ゅ</sup> 身だしなみ	1	2	3
6	家の中の移動	1	2	3
7	がいしゅつ 外出	1	2	3
8	かぞくいがい ひと いしそつう 家族以外の人との意思疎通	1	2	3
9	お金の管理	1	2	3
10	<b>薬の管理</b>	1	2	3



しまり はい いちぶかいじょ ひつよう また (問4で「一部介助が必要」又は	
	to また だれ 可は主に誰ですか。(あてはまるものすべてに〇)
1. 父母・祖父母・兄弟	5. ホームヘルパーや施設の職員
2. 配偶者(夫または妻)	6. その他の人(ボランティア等)
3. 子ども	
(問5で1. ~3. を答えた方)	
	で、特に中心となっている方の年齢、性別、健康
状態をお答えください。	
①年齢(平成29年8月1日現在	
<sub>まん</sub> さい さい <b>満</b>	
心	
②性別 (Oは1つだけ)	
1. 男性	2. 女性
③健康状態(○は1つだけ)	
1. よい 2.	ふつう 3. よくない
しょうがぃ じょうきょう	
あなたの障害の状況	について
とい 問7 あなたは身体障害者手帳を	をお持ちですか。 (Oは1つだけ)
1. 1級 3. 3級	5.5級 7.持っていない
2. 2 数 4. 4 級	6. 6級
ار المرابع الم	
	D場合、主たる障害をお答えください。
(Oは1つだけ)  しかくしょうがい  1. 視覚障害	5. 肢体不自由(下肢)
1. 視覚障 害	り、時体不日田(下時)
ちょうかくしょうがい	
2. 聴覚障害	6. 肢体不自由(体幹)
2. 聴覚障害 3. 音声・言語・そしゃく機能質 4. 肢体不自由(上肢)	6. 肢体不自由(体幹)

### 間9 あなたは療育手帳をお持ちですか。(Oは1つだけ)

1. A判定

2. B判定

3. 持っていない

間10 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(Oは1つだけ)

1. 1級

2. 2额

3. 3额

4. 持っていない

1. 受けている

2. 受けていない

問12 あなたは発達障害として診断されたことがありますか。(〇は1つだけ) はったつしょうがい じへいしょう あすべるが - しょうこうぐん た こうはんせいはったつしょうがい ※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、 がくしゅうしょうがい ちゅういけっかんたどうせいしょうがい 学習障害、注意欠陥多動性障害などをいいます。

1. ある

2. ない

間13あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。 (あてはまるものすべてにO)

- 1. 気管切開
- 2. 人工呼吸器 (レスピレーケー)
- 3. 吸入
- 4. 吸引
- 5. 胃ろう・腸ろう
- 6. 鼻腔経管栄養

- 7. 中心静脈栄養(IVH)
- 8. 透析
- 9. カテーテル智置
- 10. ネトマ (人工肛門・人工膀胱)
- 11. 服薬管理
- 12. その他

## 住まいや暮らしについて

#### 

- 1. 一人で暮らしている
- 2. 家族と暮らしている
- 3. グループホームで暮らしている
- ー らくししせっ しょうがいしゃしえんしせっ こうれいしゃしえんしせっ く 4. 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている
- 5. 病院に入院している
- \_ 6. その他(

 ★【問15及び問16は、問14で4. 支は5. を選択した場合にお答えください。】

 問15 あなたは将菜、地域で生活したいと思いますか。(〇は1つだけ)

- 1. 今のまま生活したい
- 2. グループボームなどを利用したい
- 3. 蒙族とご緒に監話したい
- 4. 一般の住宅で一人暮らしをしたい
- 5. その他(

→ 問16 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)

- 1. 在宅で医療ケアなどが適切に得られること
- 2. 障害者に適した住居の確保
- 3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
- 4. 生活訓練等の充実
- 5. 経済的な負担の軽減
- 6. 相談対応等の発実
- 7. 地域住民等の理解
- 8. コミュニケーションについての支援
- 9. その他 (

## 日中活動や就労についてお聞きします。

### 間17 あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(Oは1つだけ)

- 1. 毎日外出する
- 2. 1週間に数回外出する
- 3. めったに外出しない

4. まったく外出しない

▶【問18から問20は、問17で、4. 以外を選択した場合にお答えください。】 「問18 あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(〇は1つだけ)

- 1. 父母・祖父母・兄弟
- 2. 配偶者 ( 夫 または妻)
- 3. 子ども

- 4. ボームヘルパーや施設の職員
- 5. その他の人(ボランティア等)
- 6. 一人で外出する
- ▶ 問19 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。 (あてはまるものすべてに○)
  - 1. 通勤・通学・通所
  - 2. 訓練やリハビリに行く
  - 3. 医療機関への受診
  - 4. 買い物に行く
  - 5. 友人・知人に会う

- 6. 趣味やスポーツをする
- 7. グループ活動に参加する
- 8. 散歩に行く
- 9. その他(
- ・ 問20 外出する時に困ることは何ですか。 (あてはまるものすべてにO)
  - こうきょうこうつうきかん すく 1. 公共交通機関が少ない(ない)
  - 2. 列車やバスの乗り降りが困難
  - 3. 道路や駅に階段や段差が多い
  - 4. 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい
  - 5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)
  - 6. 介助者が確保できない
  - 7. 外出にお金がかかる
  - 8. 周囲の目が気になる
  - 9. 発作など突然の身体の変化が心配
  - 10. 困った時にどうすればいいのか心配
  - 11. 困ることはない
  - 12. その他(

)

### 間21 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(Oは1つだけ)

- 1. 尝揺動めや、貸營業、縈鬑などで収売を停て仕事をしている
- 2. ボランティをなど、収入を得ない仕事をしている
- 4. 福祉施設、莋業所等に強っている(就発継続支援A型も含む)
- 5. 病院などのデイケアに溢っている
- 6. リハゼリテーションを受けている
- 7. 首名で過ごしている
- 8. 気がしている施設や病院等で過ごしている
- 9. 大学、 
  、 
  等門学校、 
  職業訓練校などに 
  強っている
- 10. 特別支援学校(小や高等部)に鑑っている
- 11. 一般の高校、小中学校に強っている
- 12. 幼稚園、保育所、障害児通園施設などに強っている
- 13. その他(

## 【問21、1. を選択した場合にお答えください。】

### 間22 どのような動務形態で働いていますか。(Oは1つだけ)

- 1. 正職員で他の職員と勤務案件等に違いはない
- 2. 正職員で短時間動務などの障害者配慮がある
- 3. パート・ラルバイト等の非常動職員、派遣職員
- 4. 質質業、農林水産業など
- 5. その他(

### 【問21で、1. 以外を選択した方にお聞きします。】

### 間23 あなたは今後、吹うできを得る仕事をしたいと思いますか。(Oは1つだけ)

- 1. 仕事をしたい
- 2. 仕事はしたくない、できない

### 問24 収入を得る仕事を得るために、職業訓練などを受けたいと思いますか。 (Oは1つだけ)

- 1. すでに 職 業 訓練を受けている
- 2. 職業訓練を受けたい
- 2. 職業訓練を受けたくない、受ける必要はない

### 問25 あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。 (あてはまるものすべてにO)

- 1. 通勤手段の確保
- 2. 勤務場所におけるバップラッツー等の配慮
- 3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮
- 4. 在宅勤務の拡充
- 5. 職場の障害者理解
- 6. 職場の下司や同僚に障害の理解があること
- 7. 職場で介助や援助等が受けられること
- 8. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
- 9. 企業ニーズに合った就労訓練
- 10. 仕事についての職場外での相談対応、支援
- 11. その他(

## 障害福祉サービえ等の利用についてお聞きします

間26 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(Oは1つだけ)

1. 区分1

3. 区分3

5. 区分5

7. 受けていない

2. 区分2

4. 区分4

6. 区分6

	げんざいりょう 現在利用		ら後利用 したいか	
	りよう	Nるか 「りょう	りよう りよう	
	利用して	利用して	利用した	利用しな
	いる	いない	<b>()</b>	<b>61</b>
①居宅介護(ボームヘルプ) じたくにゅうよくはい となくじ 自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を おこな さ こびす 行うサービスです。	1	2	1	2
②重度訪問介護 ②重度訪問介護 重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ食事などの介助 がいしゅつ じいとう はい はい しょくじ などの介助 がいしゅつ じいとう いとう なき こび なり 出時の移動の補助を行うサービスです。	1	2	1	2
②同行援護  いかくしょうがい	1	2	1	2
で常に介護が必要な方に、行動するときのようがいとなった。 かいじょかいしゅうじゅうがい で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをある。 ですっぱっかい はいかいしゅう じんなん かいしゅう じんなん かいしゅう じんなん かいしゅう じんなん かいしゅう じんとう かいしょう かいしゅう じんとう かいしょう かいしゅう じんとう かいしょう かいしゅう じんとう かいしゅう じんさん かいしゅう じん かいしゅう じん かいしゅう じん ない かいしゅう じん かいしゅう じん かいしゅう じん かいしゅう じん かいしゅう じんなん かいしゅう じんなん かいしゅう いんなん はん いんしゅう いんなん かいしゅう いんなん かいしゅう いんなん しょうがい かいしゅう いんなん かいしゅう いんなん かいしゅう はんなん かいり はんなん かいり いんなん かいり いっとり かいりょう はんなん かいりょう はんなん かいりょう はんなん かいりょう かいりょう はんなん かいしゅう いんなん かいしゅう いんなん かいしゅう いんなん かいりょう いんなん かいしゅう いんなん かんなん かんなん かんなん かんなん かんなん かんなん かんなん	1	2	1	2
じゅうとしょうがいしゃとうほうかっしえん ⑤重度障害者等包括支援 つね かいこ ひつよう かた かいこ ひつよう かた 常に介護が必要な方で、介護の必要の程度 が 著 しく高い方に、居宅介護などのせービスを包括的に提供するサービスです。	1	2	1	2

	げんざい 現在 して <i>い</i>	りょう 利用 Nるか		刹 <b>浦</b> いか
	利用して	利用して	<sub>りょう</sub> 利用した	りょう 利用しな
	いる	いない	61	61
(金生活介護) かいこ かっよう かた しせつ にゅうよく はい 常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。	1	2	1	2
で見っくんれん きのうくんれん せいかつくんれん で自立訓練 (機能訓練、生活訓練) じゅっ にちじょうせいかっ しゃかいせいかつ 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活のうりょくこうじょう ひつよう くんれん おこな 能力向上のために必要な訓練を行なうサービスです。	1	2	1	2
®就 労移行支援  □うじょう しぎょうしょ はたら さたい方に、一定の 通常の事業所で働きたい方に、一定の まかん しゅうろう ひつよう ちしき およ のうりょく 期間、就労に必要な知識及び能力の こうじょう 向上のための訓練を行うサービスです。	1	2	1	2
②就労継続支援(A型、B型)  □対します。 はではようしまでは、 B型)  □対します。 はではまっしまでは、 B型)  通常の事業所で働くことが困難な方に、 はいさんかつとう きかい ていきょう せいさんかつとう た が	1	2	1	2
りょうようかい こ ⑩療養介護 いりょう ひつよう かた で、常に介護を必要とする 医療が必要な方で、常に介護を必要とする かた 対き ひるま びょういんとう 方に、主に昼間に病院等において機能 くんれん りょうようじょう かんり かんこ 訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。	1	2	1	2
①短期入所(ショートステイ) 発管の障害者(児)を介護する芳が病気の場合などに、障害者が施設に短期間入所し、入済、難せつ、後事の介護などを行うサービスです。	1	2	1	2

	現在利用 しているか		らんできます。 今後利用 したいか	
	りょう 利用して	りょう 利用して	りょう 利用した	りょう 利用しな
	いる	いない	61	61
きょうとうせいかつえんじょ くる - ss ほ - む ②共同生活援助 (グループホーム) やかん きゅうじつ きょうとうせいかつ おこな じゅうきょ 夜間や休日、共同生活を行う住居で、そうだん にちじょう せいかつじょう えんじょ おこな 相談 や日常生活上の援助を行うせービスです。	1	2	1	2
(3)施設入所支援 主として夜間、施設に入所する障害者 (児)に対し、入浴、排せつ、食事の介護 などの支援を行うサービスです。	1	2	1	2
そうだんしえん (4)相談支援 ふくし がか もんだい かいこしゃ そうだん 福祉に関する問題や介護者からの相談に あう じょうほう ていきょう じょげん 応じて、必要な情報の提供や助言などを おこな さ て び す 行うサービスです。	1	2	1	2
り地域移行支援 地域移行支援 施設または精神科病院等に入院している障がい者が在宅等で生活できるよう 退院等へ向けた相談に応じるサービスで	1	2	1	2
す。 じゅういきていちゃくしえん 他地域定着支援 さいたくとう たんしんせいかつ しょう かい者の常時の 在宅等で単身生活する障がい者の常時の れんらくたいせい かくほ きんきゅう じたいとう そうだん 連絡体制を確保し緊急の事態等に相談 そのたびつよう しえん おこなう さー びょその他必要な支援を行うサービスです。	1	2	1	2

## 【問27で現在サービスを利用している方にお聞きします。】

間28 現在利用しているサービスについて、あなたが改善してほしい(こうなって ほしい)と思うことはありますか。(あてはまるものすべてに〇)

- 1. 利用できる回数や日数を増やしてほしい
- 2. サービス利用の手続きをわかりやすく簡単にしてほしい
- 3. サービス利用のための送迎や交通手段を整えてほしい
- 4. サービス利用料を安くしてほしい
- 5. サービスの質をよくしてほしい
- 6. サービスについての情報提供を増やしてほしい
- 7. 特にない
- 8. その他 ( )

## <sup>きうだんあいて</sup>相談相手についてお聞きします。

問29 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。 (あてはまるものすべてにO)

- 1. 家族や親せき
- 2. 友人・知人
- 3. 近所の人
- 4. 職場の上司や同僚
- 5. 施設の指導員など
- 6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人
- 7. 障害者団体や家族会
- 8. かかりつけの医師や看護師
- 9. 病院のケースワーカー(相談員)や介護保険のケアマネージャー
- 10. 民生委員・児童委員
- 11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生
- 12. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
- 13. 行 政機関の相談窓口
- 14. その他(

# 間30 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。 (あてはまるものすべてにO)

- 1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース
- 2. 行政機関の広報誌
- 3. インターネット
- 4. 家族や親せき、友人・知人
- 5. サービス事業所の人や施設職員
- 6. 障害者団体や家族会(団体の機関誌など)
- 7. かかりつけの医師や看護師
- 8. 病院のケースワーカー(相談員)や介護保険のケアマネージャー
- 9. 民生委員・児童委員
- 10. 学校の先生
- そうだんしえんじぎょうしょ みんかん そうだんまとぐち 11. 相談支援事業所などの民間の相談窓口
- 12. 行政機関の相談窓口
- 13. その他(

権利擁護についてお聞きします。

問31 あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。(Oは1つだけ)

1. ある

2. 少しある

3. ない

)

【問31で、1. 文は2. と回答された方にお聞きします。】 問32 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。 (あてはまるものすべてにO)

1. 学校・仕事場

5. 病院などの医療機関

2. 仕事を探すとき

6. 住んでいる地域

3. 外出先

7. その他(

4. 余暇を楽しむとき

#### とい せいねんこうけんせいと りょう 問33 成年後見制度の利用についてお聞きします。(Oは1つだけ)

- 1. すぐにでも利用したい
- 2. 今は必要ないが、将来的には利用したい
- 3. 利用したくない
- 4. 制度内容がわからない

#### がいじ ひなんとう 災害時の避難等についてお聞きします。

でいる。 同34あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(〇は1つだけ)

1. できる

2. できない

3. わからない

問35 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。(Oは1つだけ)

1. いる

2. いない

3. わからない

)

### 

- 1. 投薬や治療が受けられない
- 2. 補装具の使用が困難になる
- 3. 補装具や日常生活用具の入手ができなくなる
- 4. 救助を求めることができない
- 5. 安全なところまで、迅速に避難することができない
- ひがいじょうきょう ひなんばしょ じょうほう にゅうしゅ 6. 被害状況、避難場所などの情報が入手できない
- 7. 周囲とコミュニケーションがとれない
- 8. 避難場所の設備 (トイレ等) や生活環境が不安
- 9. その他(
- 10. 特にない

あなたご本人への質問は以上です。最後に、障害福祉サービスや行政の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。


ご協力ありがとうございました。

#### 平成29年度障がい児アンケート調査集計資料

#### 1. 調査の目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正により、市町村に新たに障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、必要な障害児通所支援や相談支援などが計画的に提供されるよう数値目標やサービス量を見込み、より実効性のある障害児福祉計画を定めるため、基礎的な資料とすることを目的に調査を実施したもの。

#### 2. アンケート回収結果

・対 象 者 町内在住で障害児福祉サービスを利用する児童又は障害者手帳を

所持する18歳未満の児童

対象者43人

・調査期間 平成29年8月1日~8月20日

・調 査 方 法 郵送配布・郵送回収(町関係機関に回収ボックスも設置)

•回答率 79.1% (回答者34人)

·回答者区分 0~ 6歳 16人

7~12歳 10人

13~15歳 6人

16~17歳 2人

合計 34人

#### 3. アンケート結果について

#### (1)発育・発達について

#### ①発育・発達の気づいたきっかけについて

アンケートから、子どもの発育・発達について「0歳~3歳」までに何かしらの課題に気づいた方が多く、コミュニケーションやこだわり、発育・発達について悩む保護者の方が多く見られます。子どもの課題に気づいたきっかけには「乳幼児健診」や「認定こども園ドレミに通い始めてから」が多く見られ、親子の関係だけでは気づけない課題も保健師や保育士等の関わりにより、発育・発達の課題の早期発見につながる傾向が見られ、今後も継続した支援が必要とされています。

#### ②発育・発達の具体的な課題について

アンケートから、具体的な課題として「発育・発達に関すること」「意思を伝えることが苦手」「人の気持ちを理解するのが苦手」が多く見られます。また多動やこだわりに課題があると感じる保護者が多く、子どもの課題には多種多様なものがあり、より多岐にわたる支援が必要とされています。

#### (2) 必要な支援

アンケートから、保護者の方が必要としている支援で「相談・情報提供」が最も多く、学校等、卒業後の支援についての約9割が「支援が必要」と回答していることから、卒業後の継続支援の必要性が求められています。また、「職業訓練」や「ソーシャルスキルの習得」が必要とされていることから、「教育・障害・事業所等」関係機関と連携し、切れ目のない支援の提供体制構築に努めます。

#### (3) 重要な施策について

アンケートから、現在の施策の中で「発育・発達上の課題の早期発見・診断」「相談対応の充実」が重要とする方が約3割となっています。また認定こども園や通所(あおぞら等)、小・中・高等学校への支援の充実を求めている方も約3割となっています。

教育、療育の場により質の高い支援を求める方も多いことから、支援者の専門的な 知識の習得や研修へ参加しやすい環境づくり等、体制整備に努めます。

### アンケート調査結果集計表

問1 この調査にお答えいただく方はどなたですか。

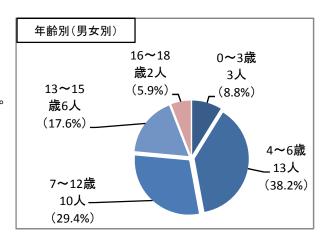
①親	②親以外の家族	③その他
34	0	0

■記入者は全て保護者(両親)となっている。

問2 ご本人(お子さま)の年齢をお答えください。

	①0歳~3歳	②4歳~6歳	③7歳~12歳	④13歳~15歳	⑤16歳~18歳
	3	13	10	6	2
男	1	7	2	5	2
女	2	6	8	1	0

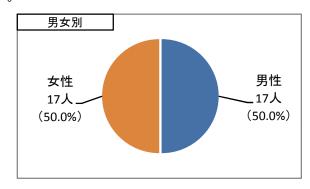
- ■年齢別では「4歳~6歳」が38.2%、「7歳~12歳」が29.4%となっている。
- ■男女別で男性では「4歳~6歳」が50.0%と多くなっており、女性では「7歳~12歳」が57.1%と多くなっている。
- ■年代で多いのは「4歳~12歳」で67.6%を占めている。



#### 問3 ご本人の性別をお答えください。

①男性	②女性
17	17

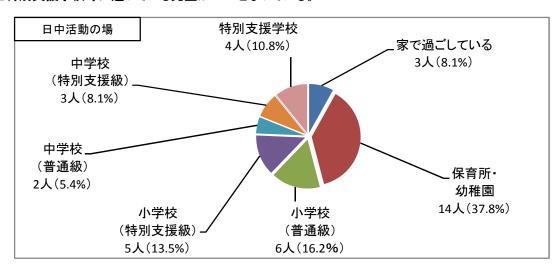
■男女別は同数となっている。



#### 問4 ご本人は、平日の日中をどこで過ごしていますか。

3 1 × 410 × 1 H + 2 H +		• 0		
①家で過ごしている	②保育所・幼稚園 (認定こども園)	③小学校 (普通学級)	④小学校 (特別支援学級)	⑤中学校 (普通学級)
3	14	6	5	2
⑥中学校 (特別支援学級)	⑦高校	⑧特別支援学校	9その他	
3	0	4	0	

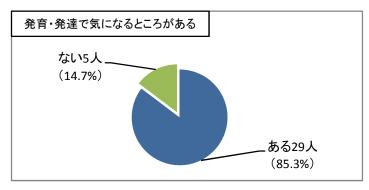
- ■日中活動の場は主に「保育所・幼稚園(認定こども園)」が多く41%となっている。
- ■特別支援学校等に通っている児童が11%となっている。



問5 ご本人の発育・発達に関することで、気になることはありますか。

<b>①ある</b>	②特にない	
29	5	

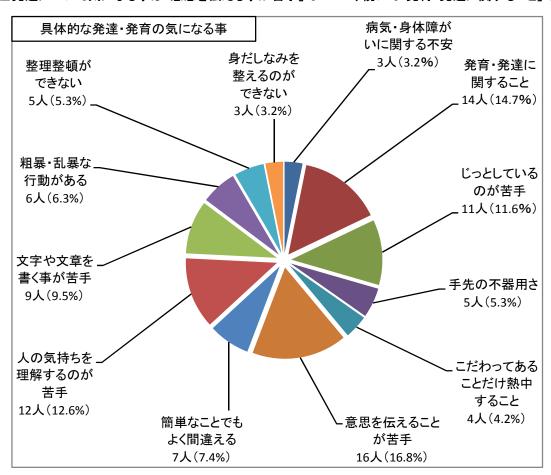
■児童の発達について保護者の85%が「気になるところがある」と回答。



問6 どのようなことが気になりますか。(複数回答)

①病気、身体障がい に関する不安	②発育、発達に 関すること	③じっとしている ことが苦手	④手先が不器用なこと	⑤こだわって、あること だけ熱中すること
3	14	11	5	4
⑥意思を伝えること が苦手	⑦簡単なことでも よく間違える事	⑧人の気持ちを 理解するのが苦手	⑨文字や文章を 書〈事が苦手	⑩粗暴、乱暴な 行動がある
16	7	12	9	6
①整理整頓ができない	<ul><li>②身だしなみを整える ことができない</li></ul>			
5	3			

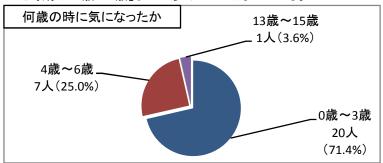
■発達について気になる事は「意思を伝える事が苦手」で16.8%、続いて「発育・発達に関すること」で14.7%となっている。



問7 ご本人が何歳の時に初めて気になりましたか。

①0歳~3歳	②4歳~6歳	③7歳~12歳	④13歳~15歳	⑤16歳~18歳
20	7	0	1	0

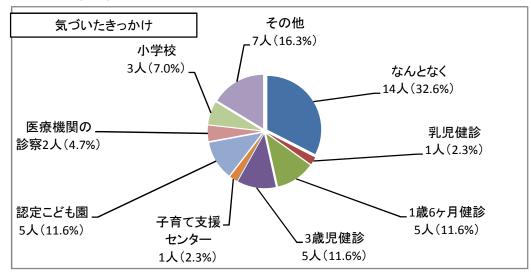
■気づいた時期は「0歳~3歳」までが多く71.4%となっている。



問8 気づいたきっかけは何ですか。(複数回答)

①本人と接していて、	②乳幼児健診を受けて	③乳幼児健診を受けて	④乳幼児健診を受けて	⑤乳幼児健診を受けて
なんとなく	(乳児健診)	(1歳6ヶ月健診)	(3歳児健診)	(就学時健診)
14	1	5	5	0
⑥子育て支援センター	⑦認定こども園に	8医療機関の	⑨小学校に	⑩その他
を利用して	通い始めて	診察を受けて	入学してから	
1	5	2	3	7

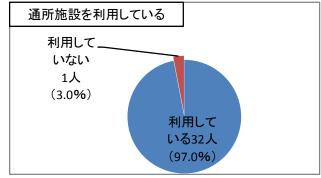
- ■気づいたきっかけは「本人と接していてなんとなく」が32.6%となっている。
- ■乳幼児健診(③~⑤)で気づいたとの回答が合わせて25.6%となっている。



問9 ご本人は、通所施設(児童発達支援、放課後デイサービス)を現在利用していますか。

①はい ②いいえ ※通所施設:あおぞら、ほっぷ、ふれっぷ、からし種等 32 1

■通所施設を現在「利用している」が96.8%となっている。

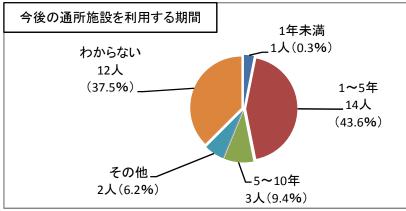


問10 今後の通所施設の利用期間はどの程度お考えですか。

.,	· · / / / / / / / / / / / / / / / / / /	17 137 97 1-17 CO 13	, , , , ,		
	①1年未満	②1~5年	③5~10年	④10年以上	⑤その他
	1	14	3	0	2
	⑥わからない				

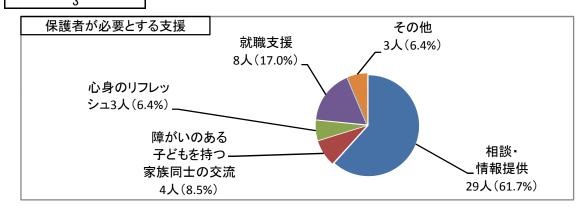
12

- ■通所施設の今後の利用について「1年~5年」が 最も多く43.8%となっている。
- ■今後の利用について「わからない」との 回答が37.5%となっている。



問11 ご本人を主にサポートしている保護者の方が支援してほしい事はなんですか(複数回答)

		7 , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
①相談•情報提供	②障がいのある子ども を持つ家族同士の交流	③心身のリフレッシュ	④就職支援	⑤経済的支援
29	4	3	8	0
⑥その他	■保護者が思う今後必要な支援は「相談・情報提供」が61.7%ともっとも多くなっている。			
	1			

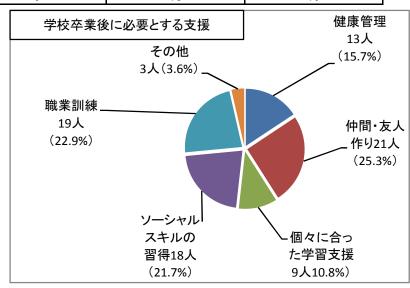


問12 ご本人が学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援はなんですか。(複数回答)

①心身の健康管理	②仲間・友人づくり	③障がい特性や課題に 応じた学習支援	④ソーシャルスキル の習得	⑤職業訓練 (職場体験や実習等)
13	21	9	18	19

<u>⑥</u>その他 3

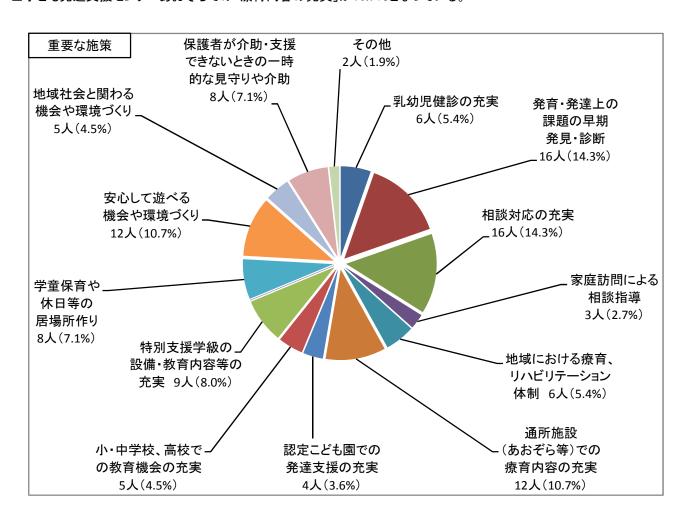
- ■卒業後に必要な支援は「仲間・友人づくり」で25.3%、 続いて「職業訓練(職場体験・実習等)」で22.9%、 「ソーシャルスキルの習得」で21.7%となっている。
- ■「学校卒業後も支援を必要」と感じている 保護者が全体の96.4%となっている。



問13 発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うものはなんですか。(複数回答)

①乳幼児健診の充実	②発育・発達上の課題 の早期発見・診断	③相談対応の充実	④家庭訪問による 相談・指導	⑤地域における療育、 リハビリテーション体制
6	16	16	3	6
⑥通所施設 (あおぞら等)での 療育内容の充実	⑦認定こども園での 発達支援の充実	<ul><li>⑧小・中学校、高校での 教育機会の充実</li></ul>	<ul><li>⑨特別支援学級の 設備・教育内容等の 充実</li></ul>	⑪通学・通所時の 介助・付き添い
12	4	5	9	0
①学童保育や 休日等の居場所づくり	⑪安心して遊べる 機会や環境づくり	③地域社会と関わる 機会や環境づくり	⑪保護者が介助・支援 できないときの一時的 な見守りや介助	⑤その他
8	12	5	8	2

- ■子供の施策で重要視されているのが「発育・発達上の課題の早期発見・診断」、「相談対応の充実」で合わせて28.6%
- ■子ども発達支援センターあおぞらでの「療育内容の充実」が10.7%となっている。

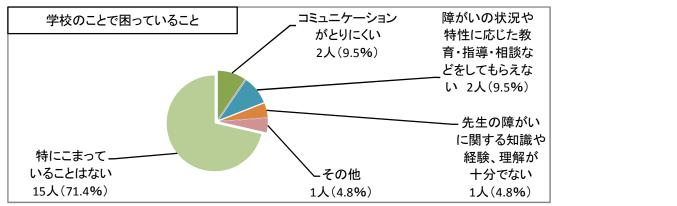


## ~就学児について~

問14 学校のことで困っていることがありますか。(複数回答)

-, <u>, , ,</u>	TT TRACE CED CO DECISION OF THE STREET				
	①登校手段の 確保が難しい	②介助者が得にくい	③コミュニケーション がとりにくい	④建物や設備が障がい に配慮されていない	⑤障がいの状況や 特性に応じた教育・ 指導・相談などを してもらえない
	0	0	2	0	2
艮	⑥先生の障がいに 関する知識や経験、 理解が十分でない	⑦医療ケアが十分に 受けられない	8その他	⑨特にこまっている ことはない	
	1	0	1	15	

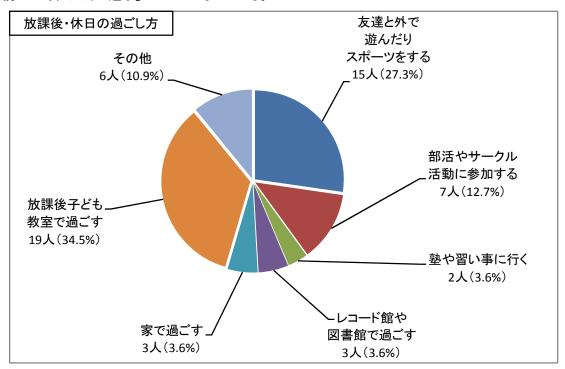
■学校での困りごとについては「特にこまっていることはない」が71.4%となっている。



問15 ご本人は放課後や休みの日など、どのように過ごしていますか。(複数回答)

①友達と外で遊んだり スポーツをする	②部活やサークル活動 に参加する	③塾や習い事に行く	④レコード館や 図書館で過ごす	⑤家で過ごす
15	7	2	3	3
⑥放課後子ども 教室で過ごす	⑦その他			
19	6			

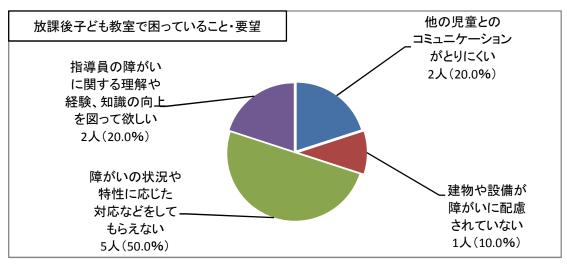
■放課後、休日の過ごし方については「放課後子ども教室で過ごす」が34.5%と多く、 続いて「友人と外で遊ぶ」が27.3%となっている。



問16 放課後子ども教室のことで困っていることや要望はありますか。(複数回答)

①他の児童との コミュニケーションが とりにくい	②建物や設備が障がいに 配慮されていない	③障がいの状況や特性に応じ た対応などをしてもらえない
2	1	5
④指導員の障がいに 関する理解や経験、知識の 向上を図って欲しい	⑤その他	⑥困っていることはない
2	0	0

■放課後子ども教室への要望では「障がいの状況や特性に応じた対応などをしてもらえない」が50%と多くなっている。

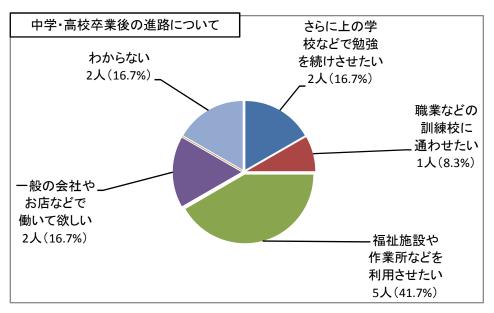


#### ~中学生以上について~

問17 ご本人の中学・高校などの卒業後の進路をどのようにお考えですか。

①さらに上の学校などで 勉強を続けさせたい	②職業などの訓練校に 通わせたい	③福祉施設や作業所な どを利用させたい	④一般の会社やお店 などで働いて欲しい	⑤家の仕事を 手伝って欲しい
2	1	5	2	0
⑥その他	⑦わからない			
0	0			

- ■進路について「福祉施設や作業所などを利用させたい」が多く41.7%となっている。
- ■進路について「わからない」との回答も16.7%となっている。



## ~その他自由記載~

#### 問8 気づいたきっかけは何ですか(7. その他)

- ・医者からパニックになり泣いてる子どもを見て「知恵遅れ」と言われた事がある。
- ・妹の健診のついでに見てもらった。(2歳半ごろ)
- ・幼稚園に通い始めて。
- ・小学校1年生の後半、学校に行く前になると腹痛になっていた。
- ・中学校に入ってから。

#### 問11 ご本人を主にサポートしている保護者の方が支援してほしいことは何ですか。(6. その他)

- ・臨床心理士のような、知識のある方との相談、情報提供。
- ・他の子ども達と関わりをうまく出来るよう支援してほしい。

## 問12 ご本人が学校を卒業した後、円滑な日常生活や社会生活を送るために必要と思う支援は何ですか。

- ・「就労支援」「生きてく力」をつけ支えてもらいたい。
- 親が死んだあとの金銭管理をしてほしい。
- ・本人の特性に添った内面(気持ち)のケア。

#### 問15 ご本人は放課後や休みの日などは、どのように過ごしていますか。

- ・「友達と遊べない」「人の話が聞けない」のでサークルや習い事ができない為、一人で外出できないし、 留守番もできない。
- ・児童デイサービスの利用。(週2回)
- ・小学生とあそぶことが多い。

#### その他(意見・提案等)

- ・毎週楽しみにしていて、療育センターに来れることを本人が楽しみにしている間は、「通いたい」と時間が許すかぎり通園させても らっています。
- ・病院でパニックになり、中々新しい病院には行けない(難しい)となり、今現在は1か所だけ何とか行ける病院がありますが、歯医者にしても難しく、こういった子供にも対応してくれる病院が近くにあったらと、切実に思います。
- ・子供の障害について、情報を知りたく色々調べたり知人に聞いたりとしていますが、医療機関も近くて苫小牧、浦河と車で1時間の距離です。親の持病の為、長時間運転も出来ずなかなか行けていない状態で今に至るという感じです。こういった医療機関にしても日高の方でもあってほしいなと思います。
- ・昨年は発達支援研修会に参加できず、今年は9月に開催される研修会に参加する事にしています。テーマが重要でお話を聞きたいものだと考え、アドバイスを頂ける場だと思っているので助かります。研修内容も理解していきたいと考えているので、近場でこういうことを開催されるということは本当にありがたいです。
- ・町内に発達支援センターがあって、町で利用費を負担してくれるのはとてもありがたいですが、ひとり親でフルタイムで働いていたりすると利用がとても難しいです。できれば保育所、学校等と連携して施設の利用の際、送迎などがあると助かると個人的に思います。
- ・まだ子供が小さいためうまく答えられない部分がありますが、保健師、ドレミの先生、あおぞらの先生方には本当にお世話になっています。具体的な診断名が付いているわけではないので先のことはわかりませんが、支援の必要がないと言われるまではあおぞらに通園したいと考えています。
- ・まだ通い始めて1年経っていませんが、少しずつ職場から週1回ですが午前休を取ることについて言われるようになってしまい、現実的に仕事との両立が難しいことを感じています。問11で4に〇を付けたのはそのためです。
- ・正社員→パートへの切換えも考えつつ、これからも通いたいと思っていますが、療育への理解がもっと深まってくれたらいいなと思います。
- ・毎年行われている専門家の講演会などで多額な出費をするのではなく、あおぞらなどで臨床心理士に常に子供の様子を見てもらい、相談しやすい環境にしていただきたいです。
- 高校にも支援学級や支援員を置いてほしいです。
- ・静内には就労支援A型、B型事業所がありますが、新冠町には就労支援B型事業所はいくつかあると思いますが、A型事業所がないように思います。A型があればいいなと思います。
- ・親として子供の診察で思っていたことは、何とか普通にクリアして欲しいと思って、前の日などに積み木をつむ練習をして、緊張し てうけていました。
- ・あおぞらは子供の発育、発達などで、本人の困りごとをみつけ、よりよい支援を提供してくれるありがたい場所なのですが、他の子より出来ない事が問題点として見つけられるような感覚が当時はあり悩む事もありました。今は保健師の方々や、あおぞらのスタッフの皆さまに相談できる場もあり、子育ての不安が緩和されたことにより、子供の発達で、他よりできないと思っていたところも、客観的にそういう特徴というか、性格というふうに考えることが出来るようになりました。
- ・あおぞらに行くにあたり、「周りからどう思われてるのか」「どんなところなのか」不安もありました。実際に行ってみて、子供の成長を落ち着いて感じられる場所であり、子供の笑顔に多く出会える場所でした。通所して良かったと思っています。
- ・上の子も一時期不登校気味になり、保健室登校をしていましたが、その時も早い時期にあおぞらにも相談し、指導員の皆さまや学校の先生にも、心身ともにサポートしていただきました。とても感謝しています。
- ・我が子に「障害があるかもしれない」と初めて言われた時は、やはりショックがとても大きかったです。
- ・あおぞらに通うことも不安だし、全く存在すら知らなかったので、「これからどうなるんだろう」「育て方が悪かったのかな」と自分を 責めていました。その思いは今でもありますが、自分なりに本を読んだりして色々と調べていく中で、今の状況を受け入れることが 出来るようになってきました。
- ・子育て支援センターの授業で、発達のことを勉強できる機会をつくったり、あおぞらを一般開放する日を月に1回程度でもつくって、 子供たちを遊ばせながら先生方に不安なことを相談出来る日があったらいいなと思います。
- ・子供はあおぞらをとても楽しく通っていて、私自身も何でも相談出来て精神的な支えにもなっているかなと思います。今後ともよろ しくお願いします。

#### 新冠町障害児福祉計画

# アンケート調査

## 《ご記入にあたってのお願い》

1 お名前(お子さま名)の記載は任意です。 (無記入でも構いません)

氏名

- 2 調査票には、封筒の宛名のお子さまの保護者の方が記入してください。
- 3 この調査票は、現在の状況でお答えください。
- 4 各設問に対しては、あてはまる項目の番号に〇印をつけたり、記入欄に直接記入して お答えください。

【注意】「1つに〇印」、「あてはまるものすべてに〇印」などと指定されている項目がありますので、それぞれ指示にしたがってお答えください。

- 5 答えたくないことは無理にお答えいただかなくてもかまいません。
- 6 調査票は、<u>平成29年8月20日(日曜日)</u>までに同封の返信用封筒(切手不要)に 入れて郵送いただくか、「子ども発達支援センターあおぞら」でも回収致します。

また、下記に回収ボックスも設置しますのでいずれかの方法により提出願います。

- ・新冠町役場(玄関ホール)・レコード館・・老人憩の家(中央町・節婦町)
- ・レコードの湯・・新冠国保診療所・コミュニティーバス(メロディー号)
- 7 ご不明な点がありましたら、下記まで気軽にお問い合わせください。

### 《問い合わせ先》

〒059−2492

住 所:新冠郡新冠町字北星町3番地の2 新冠町役場

保健福祉課 保健福祉グループ 福祉係 二本柳・ 渡邊・小林

電 話:0146-47-2113(直通)

F A X: 0146-47-2496

e-meil: <a href="mailto:chouminfukushi@niikappu.jp">chouminfukushi@niikappu.jp</a>

## 問1 この調査にお答えいただく方はどなたですか(Oは、1つだけ) 1. 親 2. 親以外の家族 3. その他( ※以降の質問で「ご本人」とは、宛名のお子さまのことです。 問2 ご本人(お子さま)の年齢をお答えください。 歳】(平成30年3月31日時点) 問3 ご本人の性別をお答えください。(〇は1つだけ) 1. 男性 2. 女性 問4 ご本人は、平日の日中をどこで過ごしていますか(Oは1つだけ) 1. 家で過ごしている 5. 中学校(普通学級) 2. 保育所・幼稚園(認定子ども園) 6. 中学校(特別支援学級) 3. 小学校(普通学級) 7. 高校 4. 小学校(特別支援学級) 8. 特別支援学校 9. その他( ) 問5 ご本人の発育・発達に関することで、気になることはありますか。 1. ある 2. 特にない 問6 どのようなことが気になりますか。(あてはまるものすべてに〇) 1. 病気、身体障がいに関する不安 7. 簡単なことでもよく間違える事 2. 発育・発達(少食・偏食、身辺自立、8. 人の気持ちを理解することが苦な 歩行や発語が遅いなど)に関すること こと 3. じっとしていることが苦手なこと 9. 文字や文章を書くことが苦手なこと 4. 手先が不器用なこと 10. 粗暴・乱暴な行動がある 5. こだわって、あることだけに熱中する 11. 整理整頓ができない

■ 問7 ご本人が何歳の時に初めて気になりましたか。

6. 意思を伝えることが苦手なこと

歳頃】

こと

12. 身だしなみを整えることができない

	気づいたきっかけは何ですか。	(あてはまる	ものすべてに()	
1.	本人に接していて、なんとなく	3. 子育	育て支援センターを:	利用して
2.	乳幼児健診を受けて	4. 認足	定子ども園に通い始ん	めて
	いずれの健診で(以下に〇)	5. 医療	療機関の診察を受ける	<b>C</b>
	【・乳児健診・1歳6ヶ月児健診	6. 小学	校に入学してから	
	・3歳児健診・就学児健診】	7. その	)他(	)
問9	ご本人は、通所施設(※児童発	達支援または	※放課後等デイサー	-ビス)を、
	現在利用していますか。			
	(※あおぞら、ほっぷ・ふれっ	ぷ、からし種等	等の通所施設)	
- 1	. はい	2. 111	ハえ	
 네		 :お聞きします。	. ]	
,	) 今後の通所施設の利用期間に		. <del>-</del>	
1.		4. 10年以上	- -	
' •				
	1~5年	5. その他(		)
2.	·	5. その他( 6. わからない	ı	)
2.	·		ı	)
2. 3. 問 <b>11</b> 1. 2.	5~10年 <b>ご本人を主にサポートしてい (あてはまるものすべてにこ</b> 相談・情報提供 障がいのある子どもを持つ	6. わからない る保護者の方 り) 4. 就職支持	が支援してほしいこ <sub>爰</sub>	) とは何ですた
2. 3. 間 <b>11</b> 2. 3.	5~10年  ご本人を主にサポートしていてあてはまるものすべてにの相談・情報提供 障がいのある子どもを持つ 家族同士の交流	6. わからない (3保護者の方) (4. 就職支持 5. 経済的 6. その他 ( ) (円滑な日常生活 4. ソージ ※日常 ( )	が支援してほしいこ 爰 支援 ちが社会生活を送るが べてに〇) シャルスキルの習得 生活で円滑な人間関係を 訓練(職場体験や実	) <b>こめに必要と</b> <sup>E</sup> 保つスキル

## 問13 発育・発達上の支援が必要な子どものための施策で、特に重要と思うものは 何ですか。(あてはまるものすべてにO)

1.	乳幼児健診の充実	9. 特別支援学級の設備・教育内容等の充実
2.	発育・発達上の課題の早期発見・診断	10.通学・通所時の介助・付き添い
3.	相談対応の充実	11.学童保育や休日等の居場所づくり
4.	家庭訪問による相談・指導	12. 安心して遊べる機会や環境づくり
5.	地域における療育、リハビリテーション	13.地域社会と係わる機会や環境づくり
	体制	14. 保護者が介助・支援できないときの
6.	通所施設(あおぞら等)での療育内容の	一時的な見守りや介助
	充実	15. その他
7.	認定こども園での発達支援の充実	(
8.	小・中学校、高校での教育機会の充実	

ここからは就学児(小学生以上)の方のみお答え下さい。 未就学児(小学生未満)への質問は以上となりますので、質問項目の最後にある自由 記載欄へ記入し終了して下さい。

## 問14 学校のことで困っていることがありますか。(あてはまるものすべてに〇)

1. 登校手段の確保が難しい	6. 先生の障がいに関する知識や
2. 介助者が得にくい	経験、理解が十分でない
3. コミュニケーションがとりにくい	7. 医療的ケアが十分に受けられない
4. 建物や設備が障がいに配慮されていない	8. その他
5. 障がいの状況や特性に応じた教育・指導	(
・相談などをしてもらえない	9. 特に困っていることはない

## 問15 ご本人は放課後や休みの日などは、どのように過ごしていますか。 (あてはまるものすべてにO)

	I. 友だちと外で遊んだりスポーツをする	5.	家で過ごす
2	2. 部活やサークル活動に参加する	6.	放課後子ども教室で過ごす
(	3. 塾や習い事に行く	7.	その他
4	4. レコード館や図書館で過ごす	(	)

# 【問15で「6. 放課後子ども教室で過ごす」と回答された方にお聞きします。】◆──問16 放課後子ども教室のことで困っていることや要望はありますか (あてはまるものすべてにO)

- 1. 他の児童とのコミュニケーションが とりにくい
- 2. 建物や設備が障がいに配慮されていない
- 3. 障がいの状況や特性に応じた対応などをしてもらえない
- 4. 指導員の障がいに関する理解や経験、知識の向上を図って欲しい
- 5. その他
- 6. 困っていることはない

ここからは中学生以上の方のみお答え下さい。 小学生への質問は以上となりますので、質問項目の最後にある自由記載欄へ記入し 終了して下さい。

## 問17 ご本人の中学・高校などの卒業後の進路をどのようにお考えですか。 (Oは1つだけ)

- 1. さらに上の学校などで勉強を続けさせたい 5. 家の仕事を手伝って欲しい
- 2. 職業などの訓練校に通わせたい
- 3. 福祉施設や作業所などを利用させたい
- 4. 一般の会社やお店などで働いて欲しい
- 3. 外の仕事を子伝りて飲しい

)

- 6. その他 (
- 7. わからない

## 【自由記載】

発育・発達に関する支援、及び障がい福祉サービスや行政の取り組みなどについて、
_ 何かご意見、ご要望などがありましたら自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました

新冠町民憲章 : 昭和51年9月28日制定

わたくしたちは、日高の秀峰幌尻岳をのぞみ、緑ゆたかな大地と茫洋たる 太平洋にはぐくまれた新冠の町民です。

わたくしたちは、先人の開拓精神を受けつぎ、たくましく未来に向って躍進 する住みよいまちをつくるため、この憲章を定め、実行します。

- 1. いつも、丈夫なからだをつくり、いきいきと働く町にします。
- 1. いつも、明るいあいさつをかわし、きまりを守る町にします。
- 1. いつも、たがいにはげまし合い、助け合う町にします。
- 1. いつも、すすんで学び、文化の高い町にします。
- 1. いつも、まわりを美しくし、自然を大切にする町にします。

## 新冠町

第3次 障害者基本計画 第5期 障害福祉計画 第1期 障害児福祉計画

発 行:平成30年3月

編 集 : 新冠町 保健福祉課 保健福祉グループ 福祉係

新冠郡新冠町字北星町3番地の2

TEL 0146-47-2113 (直通)

FAX 0146-47-2496

e-mail:chouminfukushi@niikappu.jp